

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年8月14日提出
【発行者名】	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荻原 亘
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【事務連絡者氏名】	小林 雅子
【電話番号】	03-6205-0911
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０ 大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０ 大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０ ５兆円を上限とします。 大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０ ５兆円を上限とします。 大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０ ５兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

以下、上記３ファンドを総称して「大和住銀ＤＣ年金設計ファンド」または「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。

また、「大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０」を「年金設計３０」、「大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０」を「年金設計５０」、「大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０」を「年金設計７０」という略称でいうことがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は１口当たり１円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド５兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「年金設計３０」は「大住DC30」、「年金設計５０」は「大住DC50」、「年金設計７０」は「大住DC70」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年8月15日から2026年2月16日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用

ありません。

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。

- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて世界各国の株式および公社債へバランス運用を行うことにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンド１兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
		不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本を含む)		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券)、 資産配分固定型))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

商品分類表定義

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信... 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外... 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

３．投資対象資産（収益の源泉）による区分

- （１）株式... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）債券... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）不動産投信（リート）... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （４）その他資産... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- （５）資産複合... 目論見書または投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

４．独立した区分

- （１）MMF（マネー・マネージメント・ファンド）... 「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に定めるMMF をいう。
- （２）MR F（マネー・リザーブ・ファンド）... 「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に定めるMR F をいう。
- （３）ETF... 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいう。

５．補足分類

- （１）インデックス型... 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- （２）特殊型... 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

属性区分表定義

１．投資対象資産による属性区分

- （１）株式
 - 一般... 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 - 大型株... 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - 中小型株... 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- （２）債券
 - 一般... 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 - 公債... 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債... 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券... 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性...

目論見書または投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信... これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産... 組み入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合... 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型... 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型... 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2 . 決算頻度による属性区分

年 1 回... 目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。

年 2 回... 目論見書または投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいう。

年 4 回... 目論見書または投資信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいう。

年 6 回（隔月）... 目論見書または投資信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回（毎月）... 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

日々... 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他... 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3 . 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

グローバル... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- アフリカ... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 中近東（中東）... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- エマージング... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

４．投資形態による属性区分

- ファミリーファンド... 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- ファンド・オブ・ファンズ... 「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

５．為替ヘッジによる属性区分

- 為替ヘッジあり... 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- 為替ヘッジなし... 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

６．インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- 日経225
- ＴＯＰＩＸ
- その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

７．特殊型

- ブル・ベア型... 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- 条件付運用型... 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ロング・ショート型／絶対収益追求型... 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- その他型... 目論見書または投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

- 2001年９月21日 信託契約締結
- 2001年９月21日 当ファンドの設定・運用開始
- 2007年１月４日 投資信託振替制度へ移行
- 2019年４月１日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社へ承継

（３）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

（ニ）投資顧問会社（運用の委託先）

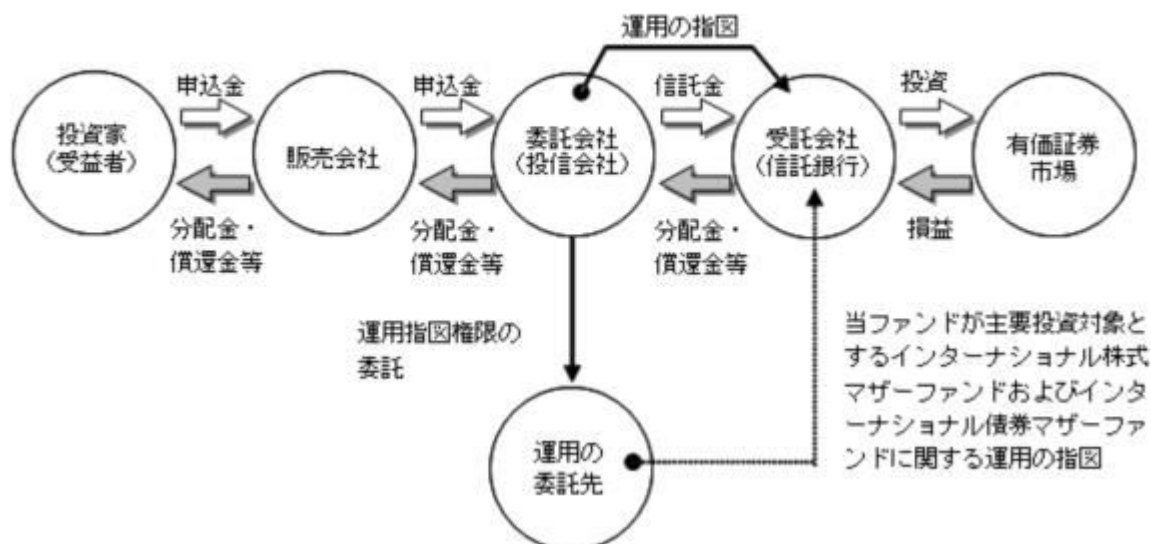
名称：ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク

役割：委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、インターナショナル株式マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用を行います。

名称：ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド

役割：委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、インターナショナル債券マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

20億円（2025年5月30日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年 7 月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年 2 月20日	証券投資顧問業の登録
1987年 6 月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年 1 月 1 日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年 2 月 5 日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
 2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
 2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更

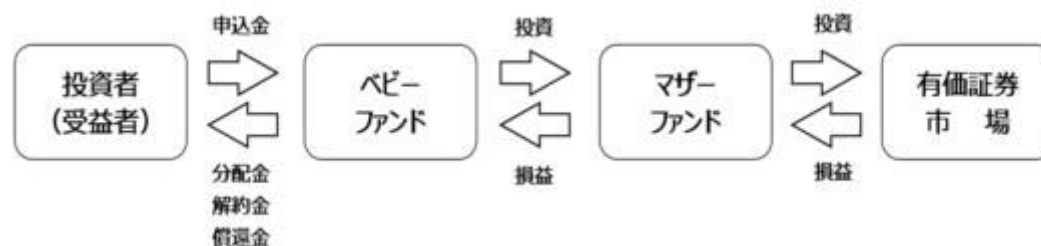
（ハ）大株主の状況

（2025年5月30日現在）

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2【投資方針】

（１）【投資方針】

主として、国内株式、国内債券、海外株式、海外債券へ分散投資を行う各マザーファンドへ投資を行うことにより、リスクの低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。

年金日本株式マザーファンド、年金日本債券マザーファンド、国際ナショナル株式マザーファンドおよび国際ナショナル債券マザーファンドを主要投資対象とします。なお、株式・公社債等に直接投資することがあります。

各資産（マザーファンド）への基本的な投資比率（「基本資産配分」）は、以下の通りです。投資期間やリスクに応じて、資産配分の異なる３つのファンドからご選択いただけます。

資産	国内株式	国内債券	海外株式	海外債券
----	------	------	------	------

投資対象 マザーファンド	年金日本株式 マザーファンド	年金日本債券 マザーファンド	インターナショナル 株式マザーファンド	インターナショナル 債券マザーファンド
年金設計 30	25%	60%	5%	10%
年金設計 50	35%	40%	15%	10%
年金設計 70	50%	20%	20%	10%

* 資産配分は、基本資産配分より、原則としてそれぞれ±5%の範囲内で行います。

	株式の実質組入比率の上限	外貨建資産の実質組入比率の上限
年金設計 30	40%	25%
年金設計 50	60%	35%
年金設計 70	80%	40%

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1 主として国内株式、国内債券、海外株式、海外債券へ分散投資を行う各マザーファンドへ投資を行うことにより、リスクの低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。

■年金日本株式マザーファンド、年金日本債券マザーファンド、インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドを主要投資対象とします。

※株式・公社債等に直接投資することがあります。

2 資産配分の異なる3つのファンドからご選択いただけます。

▶ 基本資産配分

資産	国内株式	国内債券	海外株式	海外債券
投資対象 マザーファンド	年金日本株式 マザーファンド	年金日本債券 マザーファンド	インターナショナル 株式マザーファンド	インターナショナル 債券マザーファンド
年金設計30	25%	60%	5%	10%
年金設計50	35%	40%	15%	10%
年金設計70	50%	20%	20%	10%

※資産配分は、基本資産配分より、原則としてそれぞれ±5%の範囲内で行います。

3 海外資産の運用は、ティー・ロウ・プライス・グループが行います。

■インターナショナル株式マザーファンドにおける運用指図にかかる権限をティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクへ委託します。

■インターナショナル債券マザーファンドにおける運用指図にかかる権限をティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドへ委託します。

4 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

5

各マザーファンドの運用は、各資産のベンチマーク（下記参照）を中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行います。

マザーファンド	投資対象資産	ベンチマーク
年金日本株式マザーファンド	国内株式	TOPIX（東証株価指数、配当込み）
年金日本債券マザーファンド	国内債券	NOMURA-BPI（総合）
国際ナショナル株式マザーファンド	海外株式	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）*1
国際ナショナル債券マザーファンド	海外債券	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）*2

*1 米ドルベースのMSCIコクサイ・インデックス（配当込み）を委託会社が円換算したものです。

*2 米ドルベースのFTSE世界国債インデックス（除く日本）を委託会社が円換算したものです。

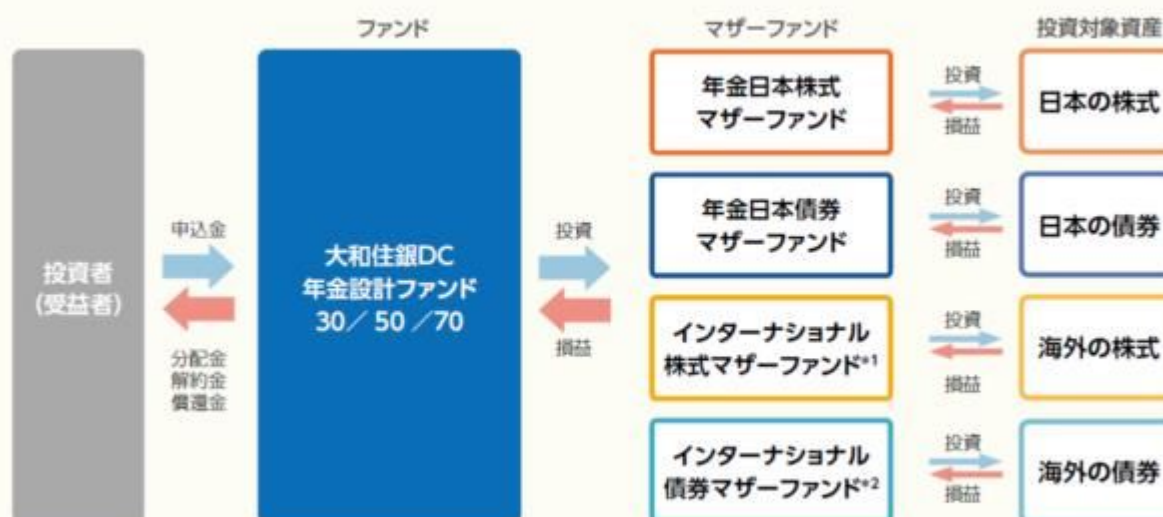
※資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

指数の著作権など

- TOPIX（東証株価指数）は株式会社JPX総研、NOMURA-BPIは野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、MSCIコクサイ・インデックスはMSCI Inc.、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCが、それぞれ公表している指数です。
- 各インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、指数を公表および許諾する各社に帰属します。また、当該各社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



*1 インターナショナル株式マザーファンドの運用にあたっては、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクに運用指図に関する権限を委託します。

*2 インターナショナル債券マザーファンドの運用にあたっては、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。

各マザーファンドの投資方針等

▶ 年金日本株式マザーファンド

- わが国の株式を主要投資対象とし、ファンダメンタル価値比割安性(バリュウ)を重視し、収益性・成長性を勘案したアクティブ運用により信託財産の長期的な成長を目指します。
- TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとし、バリュウ・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- マザーファンドの運用は、運用部 バリュウ+αグループが行います。

〔運用プロセス〕



▶ 年金日本債券マザーファンド

- わが国の公社債を主要投資対象とし、金利予測（デュレーション・コントロール等）等を重視したアクティブ運用により信託財産の長期的な成長を目指します。
- NOMURA-BPI（総合）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- マザーファンドの運用は、運用部 円債アクティブグループが行います。

〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは2025年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

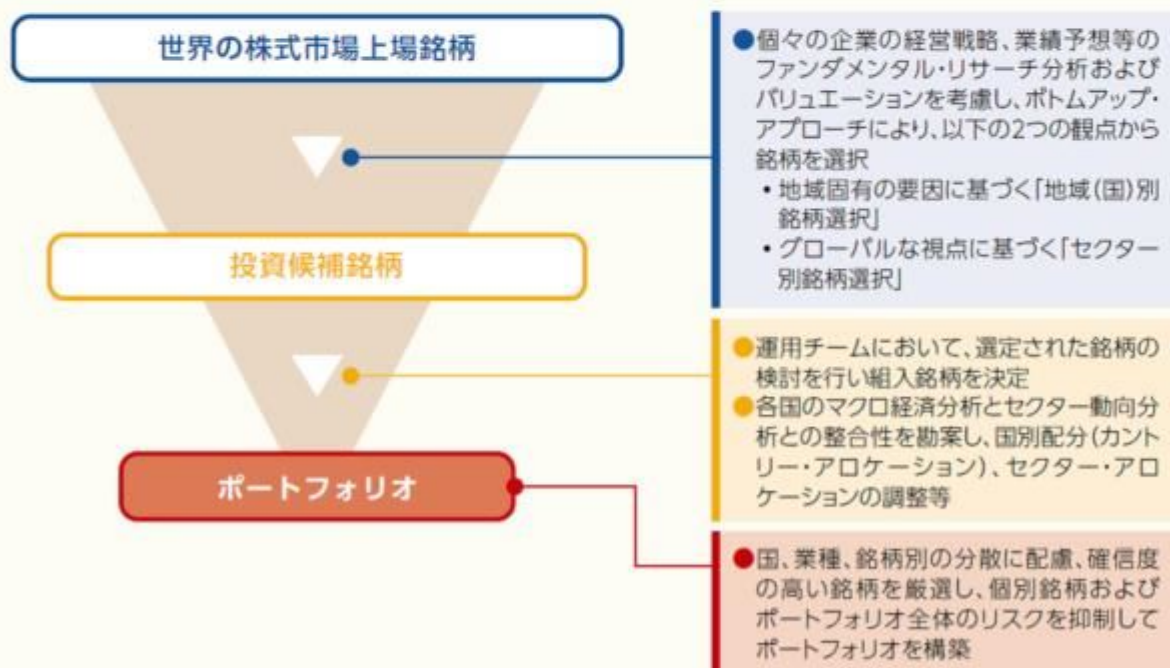
▶ インターナショナル株式マザーファンド

- 海外の株式へ分散投資を行い、リスクの低減とグローバルな投資機会の獲得により信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。また、ベンチマーク構成国以外の国の株式へ投資を行うこともあります。
- 運用の指図に関する権限をティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクに委託します。

〔 運用プロセス 〕

- マザーファンドの実質的な運用は、ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクが行います。
- 世界厳選成長株式運用戦略 ポートフォリオ運用チーム（ファンドマネージャー2名*、平均運用経験20年*）が担当します。

*2025年3月末現在



※上記の運用プロセスは2025年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)ティー・ロウ・プライス・グループの情報を基に委託会社作成

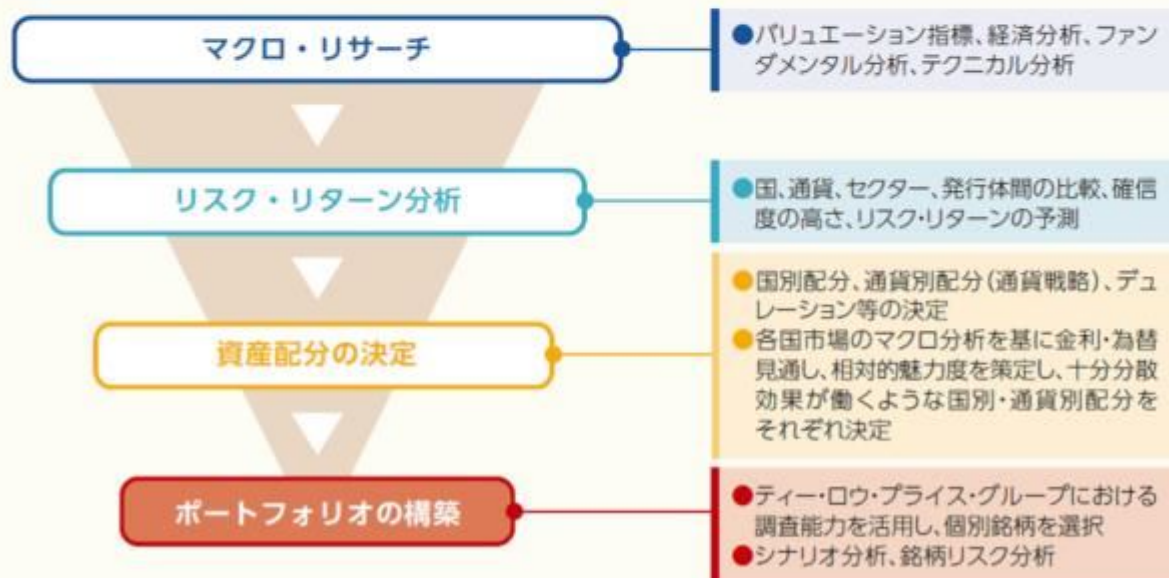
▶ インターナショナル債券マザーファンド

- 海外の公社債へ分散投資を行い、リスクの低減とグローバルな投資機会の獲得により信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。また、ベンチマーク構成国以外の国の債券へ投資を行うこともあります。
- 債券と為替の運用に関しては、異なる資産としてそれぞれ独立した運用を行い、世界債券および通貨の分散投資を図ります。
- 運用の指図に関する権限をティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに委託します。

〔 運用プロセス 〕

- マザーファンドの実質的な運用は、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが行います。
- グローバル国債運用戦略 ポートフォリオ運用チーム(ファンドマネージャー2名*、運用経験25年*)が担当します。

*2025年3月末現在



※ 上記の運用プロセスは2025年3月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) ティー・ロウ・プライス・グループの情報を基に委託会社作成

マザーファンドの実質的な運用を行う運用会社について

■インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドの実質的な運用は、ティー・ロウ・プライス・グループが行います。

〔ティー・ロウ・プライス・グループの概要〕

会社概要	●ティー・ロウ・プライス・グループは、1937年に設立された独立系の資産運用会社であり、グローバルに資産運用業務を行っています。 ●ティー・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S&P500インデックスの採用銘柄です。
拠 点	世界16カ国に25拠点を展開
従 業 員 数	8,158名(うち運用プロフェッショナル935名)
運用資産残高	約252兆円(約1兆6,066億米ドル)

(注) 2024年12月末現在、運用資産残高は1米ドル＝157.16円で円換算
(出所) ティー・ロウ・プライス・グループの情報を基に委託会社作成

■ティー・ロウ・プライス・グループはTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)への賛同を表明し、SASB Allianceに加入しております。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 有価証券
 - デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）
 - 金銭債権
 - 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された年金日本株式マザーファンド、年金日本債券マザーファンド、インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 株券または新株引受権証券
- 国債証券
- 地方債証券
- 特別の法律により法人の発行する債券
- 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

- ９．特別目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
 - 10．コマーシャル・ペーパー
 - 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、１の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

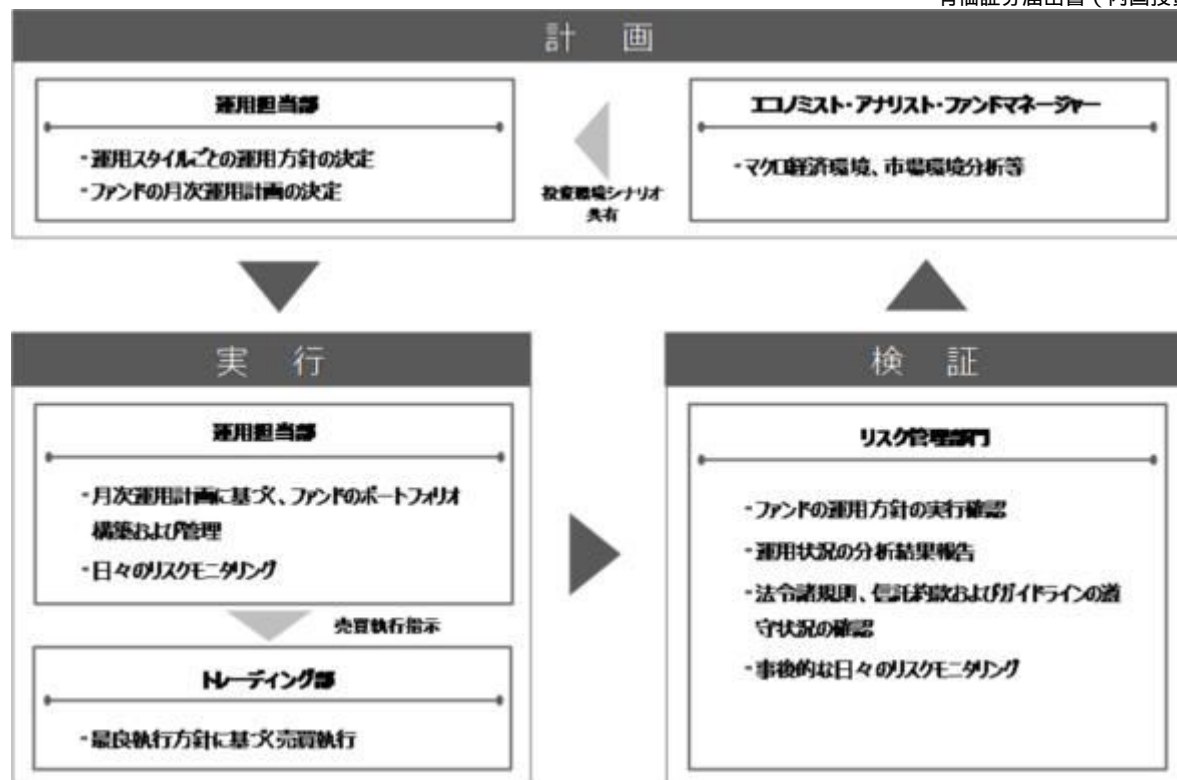
委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

イ ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約40名です。

当ファンドが主要投資対象とするインターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドの運用の主要部分は、委託会社からそれぞれマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクおよびティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが、投資一任契約（運用委託契約）およびそれに付随するガイドラインに従って行います。

インターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドについて、委託会社においては、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入の管理、運用委託先への委託資産の増減の指示、余裕資金の運用等および運用委託先の運用状況（ガイドライン等の遵守状況、運用パフォーマンスなど）のモニタリング等を行います。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

運用委託先は、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、運用委託契約の継続可否を定期的に判断します。

【参考情報】ティー・ロウ・プライスの運用体制

ティー・ロウ・プライスでは、戦略ごとに、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と適宜情報共有し、相互に支援します。また、運用部門では運用戦略に応じて、適宜、専門委員会が設けられております。ファンドの運用に関する社内規則として、一括発注および約定結果の配分にかかる方針のほか、最良執行にかかる方針を定め、売買執行における最良執行に努めるとともに、売買執行にあたって使用するディーラー、ブローカー等に関しても方針を定め、取引コストや各ディーラー、ブローカー等との取引量等についてモニタリングを行っております。また全社員が遵守すべき社内規則において、利益相反管理にかかる方針や従業員取引にかかる規則等が定められております。ファンドの保有する有価証券等の評価に関しては、評価方法その他を管理するための専門委員会を設け、保有有価証券等が適正に評価されるよう担保しています。また、ティー・ロ

ウ・プライスは、環境、社会、ガバナンス（ESG）に関する諸要素を運用プロセスに取り入れ、ポートフォリオの組入銘柄のパフォーマンスに重大な影響を与えると判断するESG要素を考慮した投資を行っています。なお、投資判断を行う際に、結果としてESG要素よりも他の投資に関する要素を優先する場合もあります。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎年11月19日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。

（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

イ．株式等への投資制限

（イ）委託会社は、取得時において信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、下記の割合を超えることとなる投資の指図をしません。

□大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０………信託財産の純資産総額の100分の40

□大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０………信託財産の純資産総額の100分の60

□大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０………信託財産の純資産総額の100分の80

* 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

（ロ）委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

（ロ）前記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資

することを指図することができるものとします。

ハ．同一銘柄の株式等への投資制限

- (イ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ニ．投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ホ．信用取引の運用指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドに属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ヘ．先物取引等の運用指図

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- (ロ)委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ)委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ト．スワップ取引の運用指図

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、

担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

チ．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ヘ)為替先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

リ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ヌ．有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - ａ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ｂ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- (ロ)前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ル．公社債の空売りの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ヲ．公社債の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うことができます。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ)上記(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ワ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、取得時において下記のとおりとします。

- 大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０………信託財産の純資産総額の100分の25以内
- 大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０………信託財産の純資産総額の100分の35以内
- 大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０………信託財産の純資産総額の100分の40以内

なお、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

カ．外国為替予約の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- (ロ)前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ)前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ヨ．デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予

約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

タ．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

レ．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ソ．受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にか

かる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：マザーファンドの投資方針等）

（年金日本株式マザーファンド）

（1）運用の基本方針

当ファンドは、わが国の株式へ投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

（2）運用方法

投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

イ．ＴＯＰＩＸ（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとし、バリュー・アプローチを基本としたアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

ロ．マクロ経済動向および産業動向等の分析により、業種・規模別配分等を行います。

ハ．デリバティブ取引（法人税法第61条の5第1項で定めるものをいいます。）は、価格変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

ニ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

（3）運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券又は新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りま。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特別目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
- １３．証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- １４．投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- １５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- １６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。）
- １７．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
- １８．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。）
- １９．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
- ２０．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、１の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記１から５までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（４）主な投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の１０％以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の１０％以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（年金日本債券マザーファンド）

（１）運用の基本方針

当ファンドは、わが国の公社債へ投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

（２）運用方法

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

イ．NOMURA - B P I（総合）をベンチマークとし、デュレーション・コントロールを重視したアクティブ運用により中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。

ロ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りします。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．国債証券
- ２．地方債証券
- ３．特別の法律により法人の発行する債券
- ４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りします。）
- ５．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ６．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ７．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ８．特別目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- ９．転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得した株券
- １０．コマーシャル・ペーパー

- 11．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの
- 12．証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- 13．投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- 14．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- 15．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 16．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
- 17．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 18．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
- 19．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、９の証券または証書、11ならびに16の証券または証書のうち９の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、１から５までの証券および11ならびに16の証券または証書のうち１から５までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、12の証券および13の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記１から５までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（４）主な投資制限

株式への投資割合には、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

イ．委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うも

のとします（以下同じ。）。

- ロ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（インターナショナル株式マザーファンド）

（１）運用の基本方針

当ファンドは、世界各国の株式へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

（２）運用方法

投資対象

世界各国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ロ．運用の指図に関する権限をティー・ロウ・プライス・アソシエーツ・インクに委託します。

- ハ．国別資産配分に関しては、各国の経済成長率、金利、為替レート、金融政策、資金需給や各市場間の企業の相対的魅力度分析により決定されます。
- ニ．銘柄選択については、個々の企業の経営戦略、業績予想等のファンダメンタル分析およびバリュエーションを考慮し、ボトムアップ・アプローチにより行います。
- ホ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ヘ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)運用の指図

委託会社（委託会社から運用の指図に係る権限を委託されたものを含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．株券または新株引受権証券
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．特別目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- １３．証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- １４．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- １５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- １６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
- １７．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
- １８．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- １９．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- ２０．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
- ２１．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ２２．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものおよび14の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、２から６までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（４）主な投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期

間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡し取引および為替先渡し取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（インターナショナル債券マザーファンド）

（１）運用の基本方針

当ファンドは、日本を除く世界各国の公社債を中心に投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

（２）運用方法

投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ロ．債券と為替の運用に関しては、異なる資産としてそれぞれ独立した運用を行い、世界債券および通貨の分散投資を図ります。
- ハ．運用の指図に関する権限をティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに委託します。
- ニ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ホ．資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定

めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りします。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社（委託会社から運用の指図に係る権限を委託されたものを含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りします。）

５．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

６．転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得した株券

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．特別目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

１０．コマーシャル・ペーパー

１１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

１２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

１３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

１４．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

１５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

１６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）

１７．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

１８．外国法人が発行する譲渡性預金証書

１９．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

２０．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

２１．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

２２．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、６の証券または証書、１２ならびに１７の証券または証書のうち６の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、１から５までの証券および１２ならびに１７の証券または証書のうち１から５までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、１３の証券および１４の証券を「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- ６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記１から６までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（４）主な投資制限

株式への投資割合には、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担

保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡し取引および為替先渡し取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ロ）債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

（ハ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ニ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

（ホ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

（ヘ）流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

（イ）ファンド固有の留意点

資産および投資先の配分について

当ファンドの実質的な資産配分は、基本的な資産配分比率と乖離を生じる場合があります。この結果、運用成果は、基本資産配分で運用を行った場合を上回ったり下回ったりすることがありますので、ご注意ください。

（ロ）投資信託に関する留意点

- ・当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

（ハ）分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

八 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告しま

す。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

〔参考情報〕ティー・ロウ・プライスのリスク管理体制

ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。リスクをさまざまな側面から捉え、内在するリスクの種類を識別・把握し、多面的に管理するため、運用部門から独立したリスク管理部門を組織しております。リスク管理部門には運用リスク担当の専門チームを配置し、運用チームを主にデータ分析面でサポートし、さらに流動性リスク等の運用リスクのモニタリングも行っています。運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っています。

さらに、ティー・ロウ・プライス・グループ組織全体のリスク管理に関する方針設定および実態の把握のために、リスクを監督する委員会を設置しています。当該委員会は、ティー・ロウ・プライス・グループのリスク管理部門の責任者であるチーフ・リスク・オフィサー他、主要部門の責任者で構成され、運用にかかるリスク、オペレーショナル・リスク、ビジネス・リスク等について、全社的な観点から監督します。

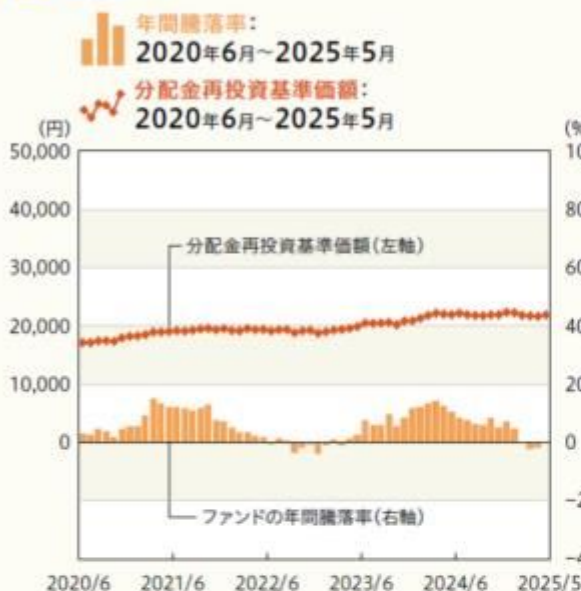
業務委託先の選定にあたっては、選定にかかる方針を定めており、必要に応じて面談や質問票への回答を求めるなどして選考を行うとともに、社内の管理担当者を定めて継続モニタリングを行います。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

〔 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 〕

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■年金設計30

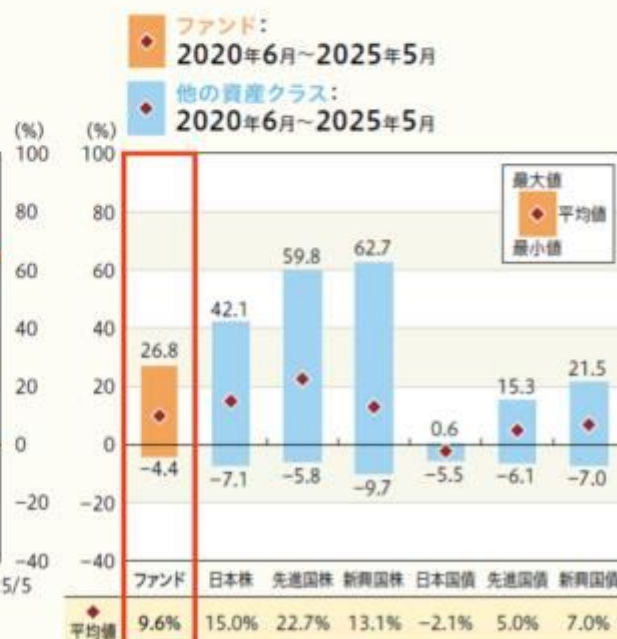


〔 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 〕

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■年金設計50



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■年金設計70



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金(解約)手数料】

解約手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

< 信託報酬率およびその配分 >

ファンド	信託報酬率	配分（税抜き）		
		委託会社	販売会社	受託会社
年金設計３０	年0.99% (税抜き0.90%)	年0.42%	年0.40%	年0.08%
年金設計５０	年1.21% (税抜き1.10%)	年0.52%	年0.50%	年0.08%
年金設計７０	年1.43% (税抜き1.30%)	年0.62%	年0.60%	年0.08%

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

委託会社の報酬には、以下の運用の指図の委託先への報酬の合計額が含まれます。

- ・ インターナショナル株式マザーファンドの組入評価額に対して年0.51%を乗じた額
- ・ インターナショナル債券マザーファンドの組入評価額に対して年0.36%を乗じた額

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

- イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

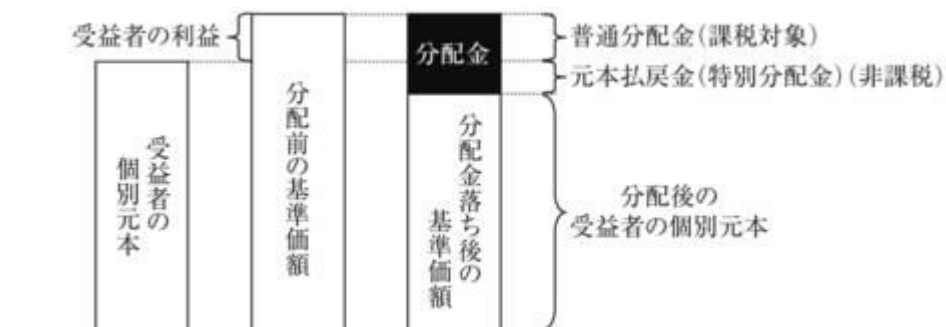
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記、の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ＥＴＦ）、上場不動産投資信託（ＲＥＩＴ）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、ます。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

上記「（５）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2025年5月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

（参考情報）総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2023年11月21日～2024年11月19日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
年金設計30	1.01%	0.99%	0.02%
年金設計50	1.24%	1.21%	0.03%
年金設計70	1.46%	1.43%	0.03%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※当ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０

2025年5月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
親投資信託受益証券	日本	4,354,589,132	100.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	724,462	0.02
合計（純資産総額）		4,353,864,670	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０

2025年5月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
親投資信託受益証券	日本	10,742,857,167	100.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,267,833	0.02
合計（純資産総額）		10,740,589,334	100.00

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

2025年5月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
親投資信託受益証券	日本	12,135,163,264	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,436,599	0.03
合計（純資産総額）		12,131,726,665	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０

イ 主要投資銘柄

2025年5月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資 信託受 益証券	年金日本債券マ ザーファンド	2,193,378,327	1.2046	2,642,174,882	1.1692	2,564,497,939	58.90
日本	親投資 信託受 益証券	年金日本株式マ ザーファンド	192,610,702	5.5474	1,068,497,571	6.0214	1,159,786,081	26.64
日本	親投資 信託受 益証券	インターナショ ナル債券マザー ファンド	125,582,859	3.4696	435,718,792	3.4024	427,283,119	9.81
日本	親投資 信託受 益証券	インターナショ ナル株式マザー ファンド	16,270,917	12.8955	209,821,950	12.4776	203,021,993	4.66

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2025年5月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.02
合 計	100.02

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０

イ 主要投資銘柄

2025年5月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (％)
日本	親投資 信託受 益証券	年金日本債券マ ザーファンド	3,554,158,992	1.2053	4,283,832,556	1.1692	4,155,522,693	38.69
日本	親投資 信託受 益証券	年金日本株式マ ザーファンド	659,386,941	5.5494	3,659,168,923	6.0214	3,970,432,526	36.97
日本	親投資 信託受 益証券	インターナショ ナル株式マザー ファンド	123,847,797	12.9058	1,598,360,922	12.4776	1,545,323,271	14.39
日本	親投資 信託受 益証券	インターナショ ナル債券マザー ファンド	314,947,883	3.4639	1,090,943,771	3.4024	1,071,578,677	9.98

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2025年5月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.02
合 計	100.02

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

イ 主要投資銘柄

2025年5月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (％)
日本	親投資 信託受 益証券	年金日本株式マ ザーファンド	1,058,349,585	5.5486	5,872,410,271	6.0214	6,372,746,191	52.53
日本	親投資 信託受 益証券	インターナショ ナル株式マザー ファンド	184,875,249	12.8973	2,384,383,331	12.4776	2,306,799,406	19.01
日本	親投資 信託受 益証券	年金日本債券マ ザーファンド	1,967,933,381	1.2047	2,370,811,217	1.1692	2,300,907,709	18.97

日本	親投資 信託受 益証券	インターナシヨ ナル債券マザー ファンド	339,381,013	3.4683	1,177,060,216	3.4024	1,154,709,958	9.52
----	-------------------	----------------------------	-------------	--------	---------------	--------	---------------	------

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2025年5月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.03
合 計	100.03

【投資不動産物件】

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０

該当事項はありません。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０

該当事項はありません。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０

該当事項はありません。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０

該当事項はありません。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０

年月日	純資産総額 （円）		１万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）

第14期（2015年11月19日）	3,078,782,579	3,078,782,579	15,402	15,402
第15期（2016年11月21日）	3,200,694,792	3,200,694,792	15,197	15,197
第16期（2017年11月20日）	3,443,277,170	3,443,277,170	16,550	16,550
第17期（2018年11月19日）	3,339,411,732	3,339,411,732	16,297	16,297
第18期（2019年11月19日）	3,542,052,292	3,542,052,292	17,123	17,123
第19期（2020年11月19日）	3,723,266,105	3,723,266,105	17,826	17,826
第20期（2021年11月19日）	4,117,876,215	4,117,876,215	19,632	19,632
第21期（2022年11月21日）	3,978,962,987	3,978,962,987	19,228	19,228
第22期（2023年11月20日）	4,281,394,846	4,281,394,846	20,790	20,790
第23期（2024年11月19日）	4,382,525,765	4,382,525,765	21,931	21,931
2024年 5月末日	4,434,235,721	-	21,907	-
6月末日	4,486,322,756	-	22,152	-
7月末日	4,419,219,779	-	21,905	-
8月末日	4,378,688,449	-	21,775	-
9月末日	4,355,240,684	-	21,708	-
10月末日	4,395,001,410	-	21,853	-
11月末日	4,383,925,518	-	21,890	-
12月末日	4,453,619,359	-	22,305	-
2025年 1月末日	4,450,972,144	-	22,217	-
2月末日	4,349,325,021	-	21,799	-
3月末日	4,329,392,808	-	21,687	-
4月末日	4,307,804,261	-	21,609	-
5月末日	4,353,864,670	-	21,864	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０

年月日	純資産総額 （円）		１万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第14期（2015年11月19日）	6,353,543,009	6,353,543,009	18,305	18,305
第15期（2016年11月21日）	6,489,688,868	6,489,688,868	17,757	17,757
第16期（2017年11月20日）	7,205,526,822	7,205,526,822	20,382	20,382
第17期（2018年11月19日）	7,065,208,811	7,065,208,811	19,860	19,860
第18期（2019年11月19日）	7,464,387,467	7,464,387,467	21,086	21,086
第19期（2020年11月19日）	7,990,761,978	7,990,761,978	22,458	22,458
第20期（2021年11月19日）	9,181,898,872	9,181,898,872	26,226	26,226
第21期（2022年11月21日）	8,971,783,889	8,971,783,889	25,550	25,550
第22期（2023年11月20日）	10,137,722,940	10,137,722,940	29,073	29,073
第23期（2024年11月19日）	10,686,313,607	10,686,313,607	32,068	32,068
2024年 5月末日	10,875,106,309	-	32,147	-
6月末日	11,018,311,270	-	32,711	-
7月末日	10,734,314,763	-	31,967	-
8月末日	10,561,417,061	-	31,474	-
9月末日	10,468,815,811	-	31,331	-
10月末日	10,646,267,212	-	31,794	-

11月末日	10,668,775,007	-	31,981	-
12月末日	10,978,469,536	-	32,847	-
2025年 1月末日	10,981,223,015	-	32,835	-
2月末日	10,653,671,817	-	31,889	-
3月末日	10,586,776,652	-	31,662	-
4月末日	10,441,835,219	-	31,366	-
5月末日	10,740,589,334	-	32,234	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

年月日	純資産総額 (円)		１万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14期 (2015年11月19日)	5,782,844,185	5,782,844,185	22,272	22,272
第15期 (2016年11月21日)	5,606,043,967	5,606,043,967	20,638	20,638
第16期 (2017年11月20日)	6,553,268,444	6,553,268,444	24,796	24,796
第17期 (2018年11月19日)	6,353,963,052	6,353,963,052	23,947	23,947
第18期 (2019年11月19日)	6,778,366,283	6,778,366,283	25,784	25,784
第19期 (2020年11月19日)	7,299,998,600	7,299,998,600	27,923	27,923
第20期 (2021年11月19日)	9,073,172,179	9,073,172,179	34,548	34,548
第21期 (2022年11月21日)	9,007,950,257	9,007,950,257	33,848	33,848
第22期 (2023年11月20日)	10,712,952,143	10,712,952,143	40,506	40,506
第23期 (2024年11月19日)	12,066,646,769	12,066,646,769	46,371	46,371
2024年 5月末日	12,283,675,246	-	46,917	-
6月末日	12,542,242,051	-	47,918	-
7月末日	12,177,942,055	-	46,593	-
8月末日	11,800,847,227	-	45,166	-
9月末日	11,708,283,693	-	44,876	-
10月末日	11,935,693,063	-	45,770	-
11月末日	12,026,666,757	-	46,204	-
12月末日	12,429,201,167	-	47,861	-
2025年 1月末日	12,460,400,156	-	47,997	-
2月末日	11,954,862,853	-	46,230	-
3月末日	11,889,267,467	-	45,949	-
4月末日	11,696,417,433	-	45,357	-
5月末日	12,131,726,665	-	47,326	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

【分配の推移】

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０

	計算期間	１万口当たり分配金(円)
第14期	2014年11月20日～2015年11月19日	0
第15期	2015年11月20日～2016年11月21日	0

第16期	2016年11月22日～2017年11月20日	0
第17期	2017年11月21日～2018年11月19日	0
第18期	2018年11月20日～2019年11月19日	0
第19期	2019年11月20日～2020年11月19日	0
第20期	2020年11月20日～2021年11月19日	0
第21期	2021年11月20日～2022年11月21日	0
第22期	2022年11月22日～2023年11月20日	0
第23期	2023年11月21日～2024年11月19日	0

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第14期	2014年11月20日～2015年11月19日	0
第15期	2015年11月20日～2016年11月21日	0
第16期	2016年11月22日～2017年11月20日	0
第17期	2017年11月21日～2018年11月19日	0
第18期	2018年11月20日～2019年11月19日	0
第19期	2019年11月20日～2020年11月19日	0
第20期	2020年11月20日～2021年11月19日	0
第21期	2021年11月20日～2022年11月21日	0
第22期	2022年11月22日～2023年11月20日	0
第23期	2023年11月21日～2024年11月19日	0

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第14期	2014年11月20日～2015年11月19日	0
第15期	2015年11月20日～2016年11月21日	0
第16期	2016年11月22日～2017年11月20日	0
第17期	2017年11月21日～2018年11月19日	0
第18期	2018年11月20日～2019年11月19日	0
第19期	2019年11月20日～2020年11月19日	0
第20期	2020年11月20日～2021年11月19日	0
第21期	2021年11月20日～2022年11月21日	0
第22期	2022年11月22日～2023年11月20日	0
第23期	2023年11月21日～2024年11月19日	0

【収益率の推移】

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０

	収益率（％）
第14期	5.1
第15期	1.3
第16期	8.9
第17期	1.5

第18期	5.1
第19期	4.1
第20期	10.1
第21期	2.1
第22期	8.1
第23期	5.5
第24期（中間期）	1.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０

	収益率（％）
第14期	7.3
第15期	3.0
第16期	14.8
第17期	2.6
第18期	6.2
第19期	6.5
第20期	16.8
第21期	2.6
第22期	13.8
第23期	10.3
第24期（中間期）	0.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

	収益率（％）
第14期	9.6
第15期	7.3
第16期	20.1
第17期	3.4
第18期	7.7
第19期	8.3
第20期	23.7
第21期	2.0
第22期	19.7
第23期	14.5
第24期（中間期）	0.8

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０

	設定口数（口）	解約口数（口）
第14期	309,826,201	338,796,477
第15期	246,561,526	139,449,347
第16期	190,729,547	216,357,431
第17期	177,042,330	208,423,587
第18期	196,902,639	177,424,115
第19期	245,058,103	225,002,927
第20期	217,980,831	209,133,099
第21期	179,913,990	208,021,969
第22期	170,398,661	180,388,185
第23期	168,467,579	229,529,212
第24期（中間期）	75,302,055	88,339,163

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０

	設定口数（口）	解約口数（口）
第14期	476,375,260	487,502,605
第15期	387,981,906	204,065,383
第16期	285,008,907	404,550,713
第17期	275,769,053	253,513,096
第18期	280,300,218	297,760,580
第19期	315,558,978	297,549,523
第20期	282,153,008	339,151,882
第21期	267,539,496	257,050,361
第22期	243,210,709	267,695,157
第23期	213,446,383	368,031,435
第24期（中間期）	112,918,361	121,989,610

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

	設定口数（口）	解約口数（口）
第14期	468,485,032	475,360,148
第15期	345,149,754	225,264,310
第16期	291,843,926	365,295,752
第17期	287,709,097	277,289,617
第18期	258,694,020	283,051,401
第19期	325,599,540	340,250,275
第20期	340,307,488	328,348,522
第21期	302,998,070	267,970,527
第22期	285,706,766	302,192,045
第23期	262,304,104	304,887,845
第24期（中間期）	105,774,399	155,558,187

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

年金日本株式マザーファンド

2025年5月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	日本	160,807,353,220	97.63
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,895,967,351	2.37
合計（純資産総額）		164,703,320,571	100.00

年金日本債券マザーファンド

2025年5月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
国債証券	日本	58,486,977,560	53.91
地方債証券	日本	551,727,000	0.51
特殊債券	日本	863,133,518	0.80
社債券	日本	37,440,843,169	34.51
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	11,142,561,149	10.27
合計（純資産総額）		108,485,242,396	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／ 売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率 （％）
債券先物取引	買建	日本	10,153,570,000	9.36
合計	買建	-	10,153,570,000	9.36

インターナショナル株式マザーファンド

2025年5月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
株式	アメリカ	184,154,920,100	60.38
	イギリス	23,886,427,181	7.83
	ドイツ	16,293,164,317	5.34
	ケイマン諸島	13,878,413,313	4.55
	オランダ	12,641,845,850	4.14
	インド	8,830,208,495	2.90
	台湾	8,684,841,265	2.85
	韓国	5,324,003,615	1.75
	イタリア	4,727,769,409	1.55
	スイス	3,728,042,465	1.22
	フランス	3,465,550,021	1.14
	インドネシア	2,612,551,212	0.86
	カナダ	1,899,925,768	0.62

	メキシコ	1,766,531,934	0.58
	イスラエル	1,622,719,484	0.53
	小計	293,516,914,429	96.23
投資証券	アメリカ	1,032,690,633	0.34
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	10,451,325,975	3.43
合計（純資産総額）		305,000,931,037	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	-	2,540,030,598	0.83
為替予約取引	売建	-	1,760,957,224	0.58

インターナショナル債券マザーファンド

2025年5月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	2,273,058,306	30.35
	ドイツ	1,178,388,247	15.74
	フランス	730,329,215	9.75
	中国	403,224,865	5.38
	イタリア	372,334,968	4.97
	スペイン	235,028,623	3.14
	イギリス	173,910,205	2.32
	ベルギー	85,505,236	1.14
	オランダ	72,574,880	0.97
	メキシコ	71,304,906	0.95
	イスラエル	69,624,445	0.93
	チェコ	57,719,121	0.77
	カナダ	38,128,132	0.51
	ポーランド	36,495,233	0.49
	チリ	34,525,112	0.46
	ブルガリア	29,950,190	0.40
	オーストリア	29,782,524	0.40
	シンガポール	25,493,974	0.34
	リトアニア	18,201,955	0.24
	ラトヴィア	17,125,124	0.23
	スウェーデン	9,679,756	0.13
	ニュージーランド	8,175,053	0.11
	スロヴェニア	2,841,505	0.04
	小計	5,973,401,575	79.77
地方債証券	カナダ	25,775,001	0.34
特殊債券	国際機関	168,021,089	2.24
	ドイツ	68,528,001	0.92
	韓国	28,795,292	0.38
	オーストラリア	13,110,433	0.18

	小計	278,454,815	3.72
社債券	アメリカ	316,560,407	4.23
	フランス	58,061,040	0.78
	シンガポール	40,849,226	0.55
	カナダ	35,616,097	0.48
	ルクセンブルグ	28,824,354	0.38
	イギリス	28,802,486	0.38
	デンマーク	28,533,737	0.38
	スペイン	28,485,396	0.38
	ケイマン諸島	27,913,657	0.37
	アラブ首長国連邦	25,467,579	0.34
	メキシコ	10,646,631	0.14
	小計	629,760,610	8.41
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	581,170,070	7.76
合計（純資産総額）		7,488,562,071	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
債券先物取引	買建	韓国	188,060,685	2.51
債券先物取引	買建	イギリス	106,630,116	1.42
債券先物取引	買建	ドイツ	195,520,128	2.61
債券先物取引	買建	イタリア	158,558,215	2.12
債券先物取引	買建	カナダ	25,454,168	0.34
債券先物取引	買建	アメリカ	590,340,194	7.88
債券先物取引	買建	オーストラリア	41,896,090	0.56
合計	買建	-	1,306,459,596	17.45
債券先物取引	売建	ドイツ	155,914,924	2.08
債券先物取引	売建	アメリカ	77,762,857	1.04
債券先物取引	売建	オーストラリア	59,552,222	0.80
合計	売建	-	293,230,003	3.92

種類	買建 / 売建	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	-	2,935,877,334	39.20
為替予約取引	売建	-	2,729,673,932	36.45

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

年金日本株式マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年5月30日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（％）
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1,973,500	4,049.00	7,990,701,500	4,002.00	7,897,947,000	4.80

日本	株式	三菱ＵＦＪ フィナンシャル・グループ	銀行業	3,631,400	1,921.00	6,975,919,400	2,025.50	7,355,400,700	4.47
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,849,100	3,263.21	6,033,996,663	3,810.00	7,045,071,000	4.28
日本	株式	良品計画	小売業	1,026,000	3,945.27	4,047,850,593	5,540.00	5,684,040,000	3.45
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	2,038,700	2,922.00	5,957,081,400	2,769.00	5,645,160,300	3.43
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	668,400	9,681.00	6,470,780,400	7,614.00	5,089,197,600	3.09
日本	株式	豊田自動織機	輸送用機器	271,000	13,291.73	3,602,059,807	18,115.00	4,909,165,000	2.98
日本	株式	B I P R O G Y	情報・通信業	811,600	4,563.38	3,703,636,667	5,836.00	4,736,497,600	2.88
日本	株式	日本電気	電気機器	1,190,000	2,605.57	3,100,622,693	3,785.00	4,504,150,000	2.73
日本	株式	スズキ	輸送用機器	2,396,400	1,869.07	4,479,049,312	1,852.50	4,439,331,000	2.70
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	26,919,600	151.92	4,089,666,232	160.40	4,317,903,840	2.62
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	678,800	5,218.28	3,542,167,710	6,112.00	4,148,825,600	2.52
日本	株式	三和ホールディングス	金属製品	815,800	4,618.13	3,767,470,157	4,987.00	4,068,394,600	2.47
日本	株式	T D K	電気機器	2,525,100	1,909.50	4,821,678,450	1,600.00	4,040,160,000	2.45
日本	株式	日立製作所	電気機器	995,000	3,647.63	3,629,388,930	4,046.00	4,025,770,000	2.44
日本	株式	S O M P O ホールディングス	保険業	747,200	4,287.00	3,203,246,400	4,387.00	3,277,966,400	1.99
日本	株式	富士電機	電気機器	489,600	7,854.18	3,845,405,525	6,429.00	3,147,638,400	1.91
日本	株式	東洋水産	食料品	312,100	10,177.00	3,176,243,168	9,590.00	2,993,039,000	1.82
日本	株式	東京建物	不動産業	1,083,700	2,376.87	2,575,811,503	2,569.00	2,784,025,300	1.69
日本	株式	丸紅	卸売業	869,900	2,303.47	2,003,790,075	2,945.00	2,561,855,500	1.56
日本	株式	小松製作所	機械	574,400	4,518.24	2,595,278,941	4,422.00	2,539,996,800	1.54
日本	株式	日本郵政	サービス業	1,714,100	1,553.91	2,663,560,632	1,415.50	2,426,308,550	1.47
日本	株式	積水ハウス	建設業	732,800	3,650.11	2,674,800,793	3,283.00	2,405,782,400	1.46
日本	株式	ニチレイ	食料品	1,252,100	1,949.10	2,440,463,878	1,860.50	2,329,532,050	1.41
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	755,100	2,856.50	2,156,943,150	3,036.00	2,292,483,600	1.39
日本	株式	長谷工コーポレーション	建設業	1,084,200	2,048.92	2,221,441,545	2,099.00	2,275,735,800	1.38
日本	株式	大林組	建設業	1,037,400	2,043.31	2,119,728,711	2,180.50	2,262,050,700	1.37
日本	株式	富士通	電気機器	618,400	2,805.50	1,734,921,200	3,318.00	2,051,851,200	1.25
日本	株式	D M G 森精機	機械	659,900	2,455.51	1,620,390,658	3,092.00	2,040,410,800	1.24
日本	株式	双日	卸売業	568,400	3,196.15	1,816,690,766	3,568.00	2,028,051,200	1.23

□ 種類別・業種別投資比率

2025年5月30日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式（国内）	鉱業	0.69
	建設業	5.40
	食料品	3.82

繊維製品	0.96
パルプ・紙	0.49
化学	2.94
医薬品	0.43
石油・石炭製品	0.89
ゴム製品	0.45
鉄鋼	0.90
非鉄金属	2.05
金属製品	2.47
機械	3.98
電気機器	15.97
輸送用機器	9.76
精密機器	0.40
その他製品	1.22
電気・ガス業	1.05
陸運業	0.13
海運業	0.56
空運業	0.74
情報・通信業	10.08
卸売業	4.00
小売業	4.87
銀行業	13.98
証券、商品先物取引業	0.77
保険業	4.91
不動産業	1.69
サービス業	2.03
合 計	97.63

年金日本債券マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年5月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単 価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債 証券	4 7 1 2 年国債	7,470,000,000	100.47	7,505,236,800	100.31	7,492,932,900	0.900	2027/04/01	6.91
日本	国債 証券	4 7 2 2 年国債	4,270,000,000	99.95	4,267,951,300	99.92	4,266,754,800	0.700	2027/05/01	3.93
日本	国債 証券	1 7 7 5 年国債	3,880,000,000	100.39	3,895,080,200	100.50	3,899,400,000	1.100	2029/12/20	3.59
日本	国債 証券	4 6 9 2 年国債	3,590,000,000	99.80	3,582,923,400	99.98	3,589,102,500	0.700	2027/02/01	3.31
日本	国債 証券	1 7 8 5 年国債	3,370,000,000	100.06	3,372,090,400	99.93	3,367,674,700	1.000	2030/03/20	3.10
日本	国債 証券	3 6 8 1 0 年国 債	2,490,000,000	93.13	2,318,937,000	93.10	2,318,165,100	0.200	2032/09/20	2.14

日本	国債証券	192 20年国債	2,120,000,000	98.80	2,094,617,400	99.87	2,117,138,000	2.400	2045/03/20	1.95
日本	国債証券	863 0年国債	1,760,000,000	91.90	1,617,405,900	91.06	1,602,673,600	2.400	2055/03/20	1.48
日本	国債証券	168 20年国債	1,630,000,000	85.38	1,391,612,500	81.29	1,325,059,600	0.400	2039/03/20	1.22
日本	国債証券	189 20年国債	1,340,000,000	100.07	1,340,938,000	92.86	1,244,270,400	1.900	2044/06/20	1.15
日本	国債証券	378 10年国債	1,230,000,000	99.51	1,224,011,400	99.15	1,219,483,500	1.400	2035/03/20	1.12
日本	国債証券	186 20年国債	1,230,000,000	94.49	1,162,263,900	87.77	1,079,620,200	1.500	2043/09/20	1.00
日本	国債証券	169 20年国債	1,350,000,000	83.62	1,128,843,000	79.48	1,072,980,000	0.300	2039/06/20	0.99
日本	国債証券	188 20年国債	1,200,000,000	95.52	1,146,252,000	88.60	1,063,248,000	1.600	2044/03/20	0.98
日本	国債証券	673 0年国債	1,620,000,000	69.55	1,126,731,300	62.29	1,009,098,000	0.600	2050/06/20	0.93
日本	国債証券	167 20年国債	1,200,000,000	87.10	1,045,200,000	83.08	996,936,000	0.500	2038/12/20	0.92
日本	社債券	2 武田 薬品劣後 FR	1,000,000,000	99.66	996,642,000	99.54	995,356,000	1.934	2084/06/25	0.92
日本	社債券	465 中国電力	1,000,000,000	100.00	1,000,000,000	98.69	986,851,000	1.969	2035/03/23	0.91
日本	国債証券	170 20年国債	1,210,000,000	81.53	986,571,600	78.90	954,702,100	0.300	2039/09/20	0.88
日本	国債証券	166 20年国債	1,050,000,000	89.97	944,695,500	85.98	902,790,000	0.700	2038/09/20	0.83
日本	社債券	17みずほ FG劣後FR	900,000,000	99.18	892,654,200	99.48	895,287,600	1.966	-	0.83
日本	国債証券	164 20年国債	1,000,000,000	88.34	883,440,000	84.76	847,590,000	0.500	2038/03/20	0.78
日本	社債券	13 日本 航空	900,000,000	97.40	876,606,300	93.48	841,356,000	1.634	2034/05/23	0.78
日本	国債証券	171 5年国債	760,000,000	97.06	737,656,000	97.87	743,842,400	0.400	2029/06/20	0.69
日本	国債証券	603 0年国債	1,030,000,000	78.20	805,449,700	70.81	729,353,300	0.900	2048/09/20	0.67

日本	国債証券	185 20年国債	880,000,000	88.55	779,266,400	82.23	723,615,200	1.100	2043/06/20	0.67
日本	国債証券	178 20年国債	940,000,000	77.00	723,794,800	76.84	722,258,400	0.500	2041/09/20	0.67
日本	国債証券	783 0年国債	975,000,000	82.72	806,490,750	72.72	708,990,750	1.400	2053/03/20	0.65
日本	国債証券	171 20年国債	900,000,000	82.67	744,030,000	78.32	704,907,000	0.300	2039/12/20	0.65
日本	社債券	22三井 住友FG 劣FR	700,000,000	100.00	700,000,000	100.17	701,190,000	2.254	-	0.65

ロ 種類別投資比率

2025年5月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	53.91
地方債証券	0.51
特殊債券	0.80
社債券	34.51
合 計	89.73

インターナショナル株式マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年5月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （％）
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	226,530	61,308.23	13,888,153,480	65,990.29	14,948,780,756	4.90
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	666,671	18,500.34	12,333,639,455	20,025.27	13,350,263,642	4.38
イギリス	株式	UNILEVER PLC	家庭用品・パーソナル用品	1,284,707	9,124.85	11,722,756,430	9,080.93	11,666,338,962	3.83
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	380,651	29,073.86	11,066,993,483	29,594.06	11,265,008,152	3.69

アメリカ	株式	SCHWAB (CHARLES) CORP	金融 サービス	863,385	10,822.80	9,344,245,340	12,626.03	10,901,125,947	3.57
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯 楽	88,270	84,010.68	7,415,622,369	92,803.34	8,191,751,130	2.69
イギリス	株式	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	金融 サービス	306,373	19,539.11	5,986,254,334	22,061.74	6,759,120,856	2.22
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導 体・半 導体製 造装置	1,431,000	4,827.48	6,908,119,056	4,679.89	6,696,927,169	2.20
アメリカ	株式	XCEL ENERGY INC	公益事 業	659,496	10,134.57	6,683,705,688	9,994.65	6,591,430,970	2.16
オランダ	株式	ADYEN NV	金融 サービス	22,925	206,675.16	4,738,028,007	274,797.60	6,299,734,980	2.07
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノ ロジー・ ハード ウェア および 機器	192,029	32,172.66	6,178,084,571	28,766.81	5,524,061,085	1.81
ドイツ	株式	SARTORIUS AG- VORZUG	医薬 品・バ イオテ クノロ ジー・ ライフ サイエ ンス	149,425	37,712.17	5,635,140,746	35,690.97	5,333,123,789	1.75
韓国	株式	SK HYNIX INC	半導 体・半 導体製 造装置	238,946	21,306.68	5,091,145,065	22,281.20	5,324,003,615	1.75
アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	484,992	10,018.52	4,858,902,365	10,866.50	5,270,166,101	1.73
アメリカ	株式	DEERE & CO	資本財	70,511	59,046.48	4,163,426,075	72,431.35	5,107,207,025	1.67
アメリカ	株式	BOEING CO/THE	資本財	169,025	23,025.97	3,891,964,295	29,950.86	5,062,443,536	1.66
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯 楽	29,655	116,650.99	3,459,285,052	170,465.81	5,055,163,542	1.66
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融 サービス	60,400	80,231.85	4,846,003,599	83,125.21	5,020,762,599	1.65
アメリカ	株式	KENVUE INC	家庭用 品・パ ーソ ナル用 品	1,425,264	3,232.85	4,607,669,707	3,392.45	4,835,143,413	1.59

ケイマン諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	511,100	9,344.28	4,775,859,210	9,362.57	4,785,209,527	1.57
ドイツ	株式	INFINEON TECHNOLOGIES AG	半導体・半導体製造装置	817,133	5,570.08	4,551,496,271	5,675.06	4,637,279,741	1.52
アメリカ	株式	MERCADOLIBRE INC	一般消費財・サービス流通・小売り	11,899	250,114.91	2,976,117,296	366,219.65	4,357,647,571	1.43
アメリカ	株式	CME GROUP INC	金融サービス	102,300	36,871.45	3,771,949,663	41,128.12	4,207,406,358	1.38
インド	株式	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	銀行	1,177,979	3,170.11	3,734,325,262	3,538.72	4,168,537,846	1.37
アメリカ	株式	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	素材	76,514	50,574.53	3,869,659,289	51,181.75	3,916,120,610	1.28
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	37,235	124,682.29	4,642,545,042	103,956.15	3,870,807,092	1.27
インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	1,548,316	2,124.80	3,289,861,477	2,476.05	3,833,707,831	1.26
アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC	資本財	105,824	25,492.56	2,697,724,683	35,127.30	3,717,311,310	1.22
アメリカ	株式	REPLIGEN CORP	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	202,735	21,437.86	4,346,204,190	17,598.18	3,567,766,697	1.17
ドイツ	株式	RHEINMETALL AG	資本財	11,560	197,276.56	2,280,517,004	307,266.25	3,551,997,792	1.16

□ 種類別・業種別投資比率

2025年5月30日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式（外国）	エネルギー	2.09
	素材	2.32
	資本財	7.50
	商業・専門サービス	0.90
	自動車・自動車部品	0.63
	耐久消費財・アパレル	1.47
	消費者サービス	0.88

	一般消費財・サービス流通・小売り	6.66
	生活必需品流通・小売り	0.58
	家庭用品・パーソナル用品	6.36
	ヘルスケア機器・サービス	2.04
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.19
	銀行	10.13
	金融サービス	12.20
	ソフトウェア・サービス	10.43
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.81
	半導体・半導体製造装置	15.43
	電気通信サービス	0.27
	公益事業	2.76
	メディア・娯楽	7.60
投資証券	-	0.34
合 計		96.57

インターナショナル債券マザーファンド

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

2025年5月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債 証券	TSY INFL IX N/B	4,726,000	15,181.52	717,478,721	15,211.67	718,903,289	2.125	2029/04/15	9.60
ドイツ	国債 証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,479,000	15,800.64	549,704,384	15,954.45	555,055,462	0.250	2027/02/15	7.41
アメリカ	国債 証券	TREASURY BILL	2,592,000	14,233.31	368,927,417	14,258.81	369,588,402	0.000	2025/08/14	4.94
フランス	国債 証券	FRANCE OAT.	2,170,000	16,486.38	357,754,529	16,626.73	360,799,974	2.750	2029/02/25	4.82
中国	国債 証券	CHINA GOVERNMENT BOND	15,360,000	2,116.15	325,040,431	2,122.91	326,079,441	2.520	2033/08/25	4.35
ドイツ	国債 証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,890,000	16,265.73	307,422,258	16,325.59	308,553,737	1.000	2025/08/15	4.12
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,788,000	14,228.77	254,410,458	14,208.17	254,042,072	4.250	2034/11/15	3.39
イタリア	国債 証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,412,000	16,736.97	236,326,060	16,933.91	239,106,828	3.350	2029/07/01	3.19
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,611,000	14,445.41	232,715,574	14,417.21	232,261,296	4.125	2027/02/28	3.10
フランス	国債 証券	FRANCE OAT.	1,187,000	16,129.64	191,458,799	16,201.61	192,313,092	3.000	2034/11/25	2.57
フランス	国債 証券	FRANCE OAT.	1,288,000	13,533.62	174,313,002	13,759.02	177,216,147	0.000	2031/11/25	2.37
ドイツ	国債 証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,146,000	14,035.96	160,852,050	14,105.30	161,646,685	0.000	2032/02/15	2.16
スペイン	国債 証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	926,000	17,029.76	157,695,609	17,105.17	158,393,866	3.550	2033/10/31	2.12

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,064,000	13,402.35	142,601,043	12,831.05	136,522,328	4.250	2054/02/15	1.82
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	836,000	14,418.47	120,538,422	14,328.44	119,785,799	4.125	2032/02/29	1.60
ドイツ	国債証券	BUNDES OBLIGATION	634,000	16,515.50	104,708,265	16,617.89	105,357,448	2.400	2028/10/19	1.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	754,000	13,814.83	104,163,810	13,821.88	104,216,964	3.875	2034/08/15	1.39
イギリス	国債証券	UK GILT	548,000	16,673.38	91,370,119	16,488.55	90,357,269	4.375	2054/07/31	1.21
ベルギー	国債証券	BELGIUM KINGDOM	575,000	15,387.36	88,477,302	14,870.48	85,505,236	3.300	2054/06/22	1.14
イギリス	国債証券	UK GILT	550,000	15,306.56	84,186,058	15,191.44	83,552,936	3.500	2045/01/22	1.12
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	625,000	13,199.77	82,498,558	12,846.01	80,287,552	4.250	2054/08/15	1.07
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3,500,000	2,192.35	76,732,312	2,204.15	77,145,423	2.470	2054/07/25	1.03
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	504,000	14,639.20	73,781,588	14,769.98	74,440,708	4.625	2031/04/30	0.99
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	491,000	14,370.31	70,558,227	14,388.01	70,645,114	4.375	2034/05/15	0.94
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	415,000	14,880.25	61,753,051	14,617.34	60,661,943	4.625	2035/02/15	0.81
チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC	12,990,000	459.86	59,735,294	444.34	57,719,121	1.500	2040/04/24	0.77
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	336,000	17,202.98	57,802,026	16,957.30	56,976,534	4.500	2053/10/01	0.76
アメリカ	国債証券	TREASURY BILL	362,000	14,257.06	51,610,572	14,282.55	51,702,832	0.000	2025/07/31	0.69
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	266,000	15,816.56	42,072,062	16,003.53	42,569,377	1.400	2028/07/30	0.57
メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	6,297,000	654.11	41,189,096	673.56	42,414,332	7.500	2033/05/26	0.57

口 種類別投資比率

2025年5月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	79.77
地方債証券	0.34
特殊債券	3.72
社債券	8.41
合 計	92.24

投資不動産物件

年金日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

年金日本債券マザーファンド

該当事項はありません。

インターナショナル株式マザーファンド

該当事項はありません。

インターナショナル債券マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

年金日本株式マザーファンド

該当事項はありません。

年金日本債券マザーファンド

2025年5月30日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
債券先物取引	日本	大阪取引所	長国 先 0 7 0 6 月 2 0 2 5 年 6 月	買建	73	日本・円	10,224,942,420	10,153,570,000	9.36

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

インターナショナル株式マザーファンド

2025年5月30日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	16,894,683.58	2,444,339,077	2,429,714,087	0.80
	ユーロ	買建	674,537.62	112,132,811	110,316,511	0.04
	イギリス・ポンド	売建	2,604,816.46	511,038,938	505,480,521	0.17
	スイス・フラン	売建	2,875,495.23	500,594,963	503,220,002	0.16
	香港・ドル	売建	19,506,055.04	363,397,803	357,741,047	0.12
	ユーロ	売建	1,737,114.69	285,147,373	284,094,509	0.09
	アメリカ・ドル	売建	767,770.03	112,132,811	110,421,145	0.04

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

インターナショナル債券マザーファンド

2025年5月30日現在

種類	国／地域	取引所等	名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価 (円)	評価額	時価 (円)	投資 比率 (%)
債券先物取引	韓国	韓国先物取引所 (K O F E X)	K O R E A 1 0 Y R B N D F U J U N 2 5 2025年6月	買建	15	韓国・ウォン	1,797,352,500.00	188,901,747	1,789,350,000.00	188,060,685	2.51

イギリス	ICE - EU	LONG GILTFUTURE SEP 25 2025年9月	買建	6	イギリス・ポンド	545,456.70	105,884,054	549,300.00	106,630,116	1.42
ドイツ	EURO X	EURO - SCHATZ FUT JUN 25 2025年6月	買建	10	ユーロ	1,069,260.00	174,898,858	1,073,750.00	175,633,287	2.35
ドイツ	EURO X	EURO BUNDS 30Y JUN 25 2025年6月	買建	1	ユーロ	125,841.00	20,583,812	121,580.00	19,886,840	0.27
イタリア	EURO X	EURO - BT PFUTURE JUN 25 2025年6月	買建	8	ユーロ	961,623.52	157,292,759	969,360.00	158,558,215	2.12
カナダ	モントリオール	CAN 10YR BOND FUTURE SEP 25 2025年9月	買建	2	カナダ・ドル	241,604.04	25,148,564	244,540.00	25,454,168	0.34
アメリカ	シカゴ取引所	US 2YR NOTE (CBT) SEP 25 2025年9月	買建	9	アメリカ・ドル	1,865,051.82	268,325,005	1,866,164.04	268,485,020	3.59
アメリカ	シカゴ取引所	US 10YR NOTE (CBT) SEP 25 2025年9月	買建	9	アメリカ・ドル	991,205.10	142,604,677	996,187.50	143,321,495	1.91
アメリカ	シカゴ取引所	US LONG BOND (CB	買建	11	アメリカ・ドル	1,224,603.93	176,183,767	1,240,937.50	178,533,678	2.38

		T) S E P 2 5 2025年9月								
オーストラリア	シドニー先物取引所	A U S T 1 0 Y B O N D F U T J U N 2 5 2025年6月	買建	4	オーストラリア・ドル	447,557.16	41,434,841	452,539.32	41,896,090	0.56
ドイツ	E U R E X	E U R O - B O B L F U T U R E J U N 2 5 2025年6月	売建	8	ユーロ	949,912.00	155,377,105	953,200.00	155,914,924	2.08
アメリカ	シカゴ取引所	U S 5 Y R N O T E (C B T) S E P 2 5 2025年9月	売建	5	アメリカ・ドル	538,977.30	77,542,664	540,507.80	77,762,857	1.04
オーストラリア	シドニー先物取引所	A U S T 3 Y B O N D F U T U R E J U N 2 5 2025年6月	売建	6	オーストラリア・ドル	637,607.46	59,029,698	643,251.48	59,552,222	0.80

（注）主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2025年5月30日現在

種類	資産の名称	買建 / 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	アメリカ・ドル	買建	12,226,895.70	1,769,305,491	1,749,098,580	23.36
	イギリス・ポンド	買建	2,174,417.74	424,665,952	419,932,251	5.61
	オフショア・人民元	買建	16,494,492.51	337,150,525	328,951,313	4.39
	ユーロ	買建	1,167,733.36	192,420,414	190,547,576	2.54
	カナダ・ドル	買建	1,047,067.26	109,720,021	108,668,095	1.45
	ポーランド・ズロチ	買建	1,253,568.46	48,372,033	47,769,106	0.64
	マレーシア・リングギット	買建	1,089,000.00	35,855,734	36,873,322	0.49
	デンマーク・クローネ	買建	915,000.00	20,237,198	19,991,835	0.27
	ニュージーランド・ドル	買建	152,718.76	12,772,628	13,076,284	0.17
	ノルウェー・クローネ	買建	886,000.00	12,482,487	12,461,590	0.17
	シンガポール・ドル	買建	50,957.99	5,774,907	5,670,656	0.08
	スウェーデン・クローナ	買建	188,997.93	2,795,186	2,836,726	0.04
	アメリカ・ドル	売建	9,405,770.77	1,375,218,085	1,344,351,618	17.95

ユーロ	売建	5,291,739.99	854,283,189	863,491,841	11.53
イギリス・ポンド	売建	1,336,486.81	253,245,997	258,107,677	3.45
オーストラリア・ドル	売建	1,070,168.87	99,751,028	98,282,168	1.31
カナダ・ドル	売建	725,000.00	75,378,250	75,242,892	1.00
チェコ・コルナ	売建	9,274,148.22	60,931,153	60,430,349	0.81
イスラエル・シュケル	売建	407,248.16	15,986,363	16,703,975	0.22
メキシコ・ペソ	売建	1,775,885.27	12,835,210	13,063,412	0.17

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

参考情報

基準日:2025年5月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

■年金設計30



分配の推移

決算期	分配金
2024年11月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
2020年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

■年金設計50



決算期	分配金
2024年11月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
2020年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

■年金設計70



決算期	分配金
2024年11月	0円
2023年11月	0円
2022年11月	0円
2021年11月	0円
2020年11月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

■年金設計30

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.02
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	年金日本債券マザーファンド	58.90
日本	親投資信託受益証券	年金日本株式マザーファンド	26.64
日本	親投資信託受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	9.81
日本	親投資信託受益証券	インターナショナル株式マザーファンド	4.66

■年金設計50

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.02
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	年金日本債券マザーファンド	38.69
日本	親投資信託受益証券	年金日本株式マザーファンド	36.97
日本	親投資信託受益証券	インターナショナル株式マザーファンド	14.39
日本	親投資信託受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	9.98

■年金設計70

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.03
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	年金日本株式マザーファンド	52.53
日本	親投資信託受益証券	インターナショナル株式マザーファンド	19.01
日本	親投資信託受益証券	年金日本債券マザーファンド	18.97
日本	親投資信託受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	9.52

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■年金日本株式マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	日本	97.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.37
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	4.80
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.47
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	4.28
日本	株式	良品計画	小売業	3.45
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3.43
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	3.09
日本	株式	豊田自動織機	輸送用機器	2.98
日本	株式	BIPROGY	情報・通信業	2.88
日本	株式	日本電気	電気機器	2.73
日本	株式	スズキ	輸送用機器	2.70

■年金日本債券マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	53.91
社債券	日本	34.51
特殊債券	日本	0.80
地方債証券	日本	0.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		10.27
合計(純資産総額)		100.00

※債券先物取引の買建て 9.36%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	471 2年国債	0.900	2027/04/01	6.91
日本	国債証券	472 2年国債	0.700	2027/05/01	3.93
日本	国債証券	177 5年国債	1.100	2029/12/20	3.59
日本	国債証券	469 2年国債	0.700	2027/02/01	3.31
日本	国債証券	178 5年国債	1.000	2030/03/20	3.10
日本	国債証券	368 10年国債	0.200	2032/09/20	2.14
日本	国債証券	192 20年国債	2.400	2045/03/20	1.95
日本	国債証券	86 30年国債	2.400	2055/03/20	1.48
日本	国債証券	168 20年国債	0.400	2039/03/20	1.22
日本	国債証券	189 20年国債	1.900	2044/06/20	1.15

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

■国際的な株式マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	アメリカ	60.38
	イギリス	7.83
	ドイツ	5.34
	ケイマン諸島	4.55
	オランダ	4.14
	インド	2.90
	その他	11.09
投資証券	アメリカ	0.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		3.43
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	4.90
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	4.38
イギリス	株式	UNILEVER PLC	家庭用品・パーソナル用品	3.83
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	3.69
アメリカ	株式	SCHWAB (CHARLES) CORP	金融サービス	3.57
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	2.69
イギリス	株式	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	金融サービス	2.22
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	2.20
アメリカ	株式	XCEL ENERGY INC	公益事業	2.16
オランダ	株式	ADYEN NV	金融サービス	2.07

■国際的な債券マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	30.35
	ドイツ	15.74
	フランス	9.75
	中国	5.38
	その他	18.54
社債券	アメリカ・その他	8.41
特殊債券	国際機関・その他	3.72
地方債証券	カナダ	0.34
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		7.76
合計(純資産総額)		100.00

※債券先物取引の買建て 17.45%
債券先物取引の売建て △3.92%

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B	2.125	2029/04/15	9.60
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	0.250	2027/02/15	7.41
アメリカ	国債証券	TREASURY BILL	0.000	2025/08/14	4.94
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	2.750	2029/02/25	4.82
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.520	2033/08/25	4.35
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1.000	2025/08/15	4.12
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2034/11/15	3.39
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	3.350	2029/07/01	3.19
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.125	2027/02/28	3.10
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	3.000	2034/11/25	2.57

※比率は、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

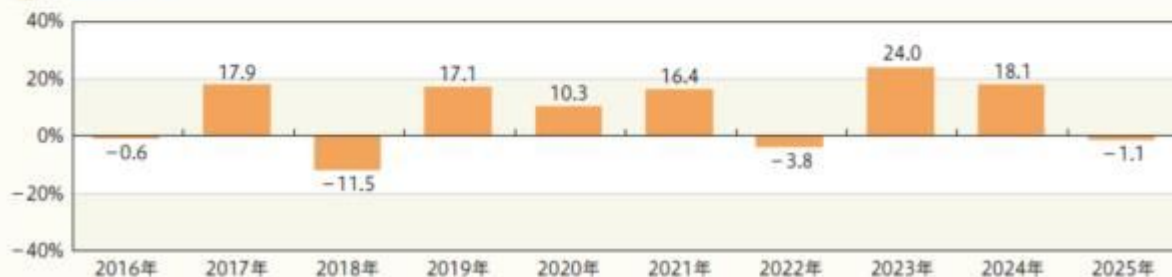
■年金設計30



■年金設計50



■年金設計70



※収益率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2025年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかか

る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

- (二) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

□ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

八 申込手数料

ありません。

二 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

２【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象の評価方法>

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券、債券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「年金設計３０」は「大住DC30」、「年金設計５０」は「大住DC50」、「年金設計７０」は「大住DC70」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（２）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2001年９月21日から下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

毎年11月20日から翌年11月19日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b．委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c．上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d．上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e．委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f．上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c．委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

- a．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について

保証するものではありません。

- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払われます。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払われます。）に支払われます。

八 信託約款の変更

- （イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- （ハ）上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ニ）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。
- （ホ）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

二 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

へ 投資顧問会社（運用の委託先）との契約の更改等

委託会社と投資顧問会社との間の運用委託契約には期限の定めがありません。投資一任契約の内容は、必要に応じて、委託会社と投資顧問会社との合意により変更されることがあります。

ト 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が

譲渡・承継されることがあります。

チ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

リ 運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から１０年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

二 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大

な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

- １．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- ２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期（2023年11月21日から2024年11月19日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第22期 （2023年11月20日現在）	第23期 （2024年11月19日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	91,459	9,960
コール・ローン	1,535,262	2,560,458
親投資信託受益証券	4,280,842,560	4,382,503,336
未収入金	21,809,466	22,011,360
流動資産合計	4,304,278,747	4,407,085,114
資産合計	4,304,278,747	4,407,085,114
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,698,429	2,595,314
未払受託者報酬	1,851,237	1,933,145
未払委託者報酬	18,975,708	19,815,254
その他未払費用	358,527	215,636
流動負債合計	22,883,901	24,559,349
負債合計	22,883,901	24,559,349
純資産の部		
元本等		
元本	2,059,396,382	1,998,334,749
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,221,998,464	2,384,191,016
（分配準備積立金）	1,118,638,493	1,212,327,138
元本等合計	4,281,394,846	4,382,525,765
純資産合計	4,281,394,846	4,382,525,765
負債純資産合計	4,304,278,747	4,407,085,114

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第22期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日	第23期 自 2023年11月21日 至 2024年11月19日
営業収益		
受取利息	24	1,321
有価証券売買等損益	363,209,100	274,053,483
営業収益合計	363,209,124	274,054,804
営業費用		
支払利息	529	111
受託者報酬	3,586,933	3,836,651
委託者報酬	36,766,975	39,326,629
その他費用	358,546	215,636
営業費用合計	40,712,983	43,379,027
営業利益又は営業損失（ ）	322,496,141	230,675,777
経常利益又は経常損失（ ）	322,496,141	230,675,777
当期純利益又は当期純損失（ ）	322,496,141	230,675,777
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	10,305,131	16,986,477
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,909,577,081	2,221,998,464
剰余金増加額又は欠損金減少額	166,839,026	196,806,347
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	166,839,026	196,806,347
剰余金減少額又は欠損金増加額	166,608,653	248,303,095
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	166,608,653	248,303,095
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,221,998,464	2,384,191,016

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第23期	
	自 2023年11月21日 至 2024年11月19日	
１． 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	
２． その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2023年11月21日から2024年11月19日までとなっております。	

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第22期	第23期
	（2023年11月20日現在）	（2024年11月19日現在）
１． 当計算期間の末日における受益権の総数	2,059,396,382口	1,998,334,749口
２． １単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額 2.0790円 （１万口当たりの純資産額20,790円）	１口当たり純資産額 2.1931円 （１万口当たりの純資産額21,931円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第22期	第23期
	自 2022年11月22日 至 2023年11月20日	自 2023年11月21日 至 2024年11月19日
１．委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 2,533,736円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 2,805,784円

2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（241,559,282円）、収益調整金（1,103,360,471円）、および分配準備積立金（877,079,211円）より、分配対象収益は2,221,998,964円（1万口当たり10,789.56円）であります、分配を行っております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,193円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（213,687,633円）、収益調整金（1,171,863,878円）、および分配準備積立金（998,638,312円）より、分配対象収益は2,384,191,016円（1万口当たり11,930.89円）であります、分配を行っておりません。
-------------	--	---

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項 目	第23期 自 2023年11月21日 至 2024年11月19日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第23期 (2024年11月19日現在)
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第22期（自 2022年11月22日 至 2023年11月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	292,661,500円
合計	292,661,500円

第23期（自 2023年11月21日 至 2024年11月19日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	219,250,562円
合計	219,250,562円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第23期 自 2023年11月21日 至 2024年11月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第22期 (2023年11月20日現在)	第23期 (2024年11月19日現在)
期首元本額	2,069,385,906円	2,059,396,382円
期中追加設定元本額	170,398,661円	168,467,579円
期中一部解約元本額	180,388,185円	229,529,212円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	123,111,867	427,112,000	
	年金日本株式マザーファンド	231,660,299	1,284,278,365	
	年金日本債券マザーファンド	2,021,762,742	2,436,628,456	
	インターナショナル株式マザーファンド	18,166,673	234,484,515	
	親投資信託受益証券 小計		4,382,503,336	
合 計			4,382,503,336	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第22期 （2023年11月20日現在）	第23期 （2024年11月19日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	253,148	6,445
コール・ローン	4,249,434	1,656,775
親投資信託受益証券	10,139,871,644	10,685,186,541
未収入金	61,845,720	69,737,644
流動資産合計	10,206,219,946	10,756,587,405
資産合計	10,206,219,946	10,756,587,405
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,952,127	5,270,927
未払受託者報酬	4,343,187	4,689,443
未払委託者報酬	55,376,117	59,790,916
その他未払費用	825,575	522,512
流動負債合計	68,497,006	70,273,798
負債合計	68,497,006	70,273,798
純資産の部		
元本等		
元本	3,487,028,009	3,332,442,957
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,650,694,931	7,353,870,650
（分配準備積立金）	3,921,288,423	4,472,258,390
元本等合計	10,137,722,940	10,686,313,607
純資産合計	10,137,722,940	10,686,313,607
負債純資産合計	10,206,219,946	10,756,587,405

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第22期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日	第23期 自 2023年11月21日 至 2024年11月19日
営業収益		
受取利息	51	3,131
有価証券売買等損益	1,350,746,387	1,155,812,311
営業収益合計	1,350,746,438	1,155,815,442
営業費用		
支払利息	1,482	352
受託者報酬	8,261,502	9,292,335
委託者報酬	105,335,188	118,478,406
その他費用	825,635	522,520
営業費用合計	114,423,807	128,293,613
営業利益又は営業損失（ ）	1,236,322,631	1,027,521,829
経常利益又は経常損失（ ）	1,236,322,631	1,027,521,829
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,236,322,631	1,027,521,829
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	37,200,494	74,323,352
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	5,460,271,432	6,650,694,931
剰余金増加額又は欠損金減少額	408,088,601	453,665,990
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	408,088,601	453,665,990
剰余金減少額又は欠損金増加額	416,787,239	703,688,748
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	416,787,239	703,688,748
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,650,694,931	7,353,870,650

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第23期	
	自 2023年11月21日 至 2024年11月19日	
１． 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	
２． その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2023年11月21日から2024年11月19日までとなっております。	

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第22期	第23期
	（2023年11月20日現在）	（2024年11月19日現在）
１． 当計算期間の末日における受益権の総数	3,487,028,009口	3,332,442,957口
２． １単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額 2.9073円 （１万口当たりの純資産額29,073円）	１口当たり純資産額 3.2068円 （１万口当たりの純資産額32,068円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第22期	第23期
	自 2022年11月22日 至 2023年11月20日	自 2023年11月21日 至 2024年11月19日
１．委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 10,728,968円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 12,095,610円

2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（997,919,844円）、収益調整金（2,729,407,904円）、および分配準備積立金（2,923,368,579円）より、分配対象収益は6,650,696,327円（1万口当たり19,072.68円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,743円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（953,194,467円）、収益調整金（2,881,612,260円）、および分配準備積立金（3,519,061,180円）より、分配対象収益は7,353,870,650円（1万口当たり22,067.51円）であります。分配を行っておりません。
-------------	---	---

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項 目	第23期 自 2023年11月21日 至 2024年11月19日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第23期 (2024年11月19日現在)
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第22期（自 2022年11月22日 至 2023年11月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,200,010,508円
合計	1,200,010,508円

第23期（自 2023年11月21日 至 2024年11月19日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	976,258,780円
合計	976,258,780円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第23期 自 2023年11月21日 至 2024年11月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第22期 (2023年11月20日現在)	第23期 (2024年11月19日現在)
期首元本額	3,511,512,457円	3,487,028,009円
期中追加設定元本額	243,210,709円	213,446,383円
期中一部解約元本額	267,695,157円	368,031,435円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	288,399,537	1,000,544,513	
	年金日本株式マザーファンド	762,874,149	4,229,221,707	
	年金日本債券マザーファンド	3,157,473,089	3,805,386,566	
	インターナショナル株式マザーファンド	127,836,261	1,650,033,755	
	親投資信託受益証券 小計		10,685,186,541	
合 計			10,685,186,541	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第22期 （2023年11月20日現在）	第23期 （2024年11月19日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	395,434	17,338
コール・ローン	6,637,890	4,457,051
親投資信託受益証券	10,711,386,918	12,064,810,365
未収入金	87,306,638	86,657,279
流動資産合計	10,805,726,880	12,155,942,033
資産合計	10,805,726,880	12,155,942,033
負債の部		
流動負債		
未払解約金	18,437,725	3,087,342
未払受託者報酬	4,522,795	5,269,435
未払委託者報酬	68,973,026	80,359,815
その他未払費用	841,191	578,672
流動負債合計	92,774,737	89,295,264
負債合計	92,774,737	89,295,264
純資産の部		
元本等		
元本	2,644,801,149	2,602,217,408
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,068,150,994	9,464,429,361
（分配準備積立金）	4,471,158,864	5,399,531,799
元本等合計	10,712,952,143	12,066,646,769
純資産合計	10,712,952,143	12,066,646,769
負債純資産合計	10,805,726,880	12,155,942,033

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第22期 自 2022年11月22日 至 2023年11月20日	第23期 自 2023年11月21日 至 2024年11月19日
営業収益		
受取利息	100	4,963
有価証券売買等損益	1,907,710,789	1,708,545,411
営業収益合計	1,907,710,889	1,708,550,374
営業費用		
支払利息	2,511	424
受託者報酬	8,477,487	10,290,566
委託者報酬	129,282,698	156,932,606
その他費用	841,260	578,685
営業費用合計	138,603,956	167,802,281
営業利益又は営業損失（ ）	1,769,106,933	1,540,748,093
経常利益又は経常損失（ ）	1,769,106,933	1,540,748,093
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,769,106,933	1,540,748,093
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	75,592,263	121,551,643
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,346,663,829	8,068,150,994
剰余金増加額又は欠損金減少額	750,371,653	912,134,054
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	750,371,653	912,134,054
剰余金減少額又は欠損金増加額	722,399,158	935,052,137
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	722,399,158	935,052,137
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,068,150,994	9,464,429,361

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第23期	
	自 2023年11月21日 至 2024年11月19日	
１． 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	
２． その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、2023年11月21日から2024年11月19日までとなっております。	

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第22期	第23期
	（2023年11月20日現在）	（2024年11月19日現在）
１． 当計算期間の末日における受益権の総数	2,644,801,149口	2,602,217,408口
２． １単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額 4.0506円 （１万口当たりの純資産額40,506円）	１口当たり純資産額 4.6371円 （１万口当たりの純資産額46,371円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第22期	第23期
	自 2022年11月22日 至 2023年11月20日	自 2023年11月21日 至 2024年11月19日
１．委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 12,795,442円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 16,421,074円

2. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,555,301,069円）、収益調整金（3,596,994,433円）、および分配準備積立金（2,915,857,795円）より、分配対象収益は8,068,153,297円（1万口当たり30,505.71円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（4,455円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（1,419,189,939円）、収益調整金（4,064,897,562円）、および分配準備積立金（3,980,337,405円）より、分配対象収益は9,464,429,361円（1万口当たり36,370.63円）であります。分配を行っておりません。
-------------	---	---

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項 目	第23期 自 2023年11月21日 至 2024年11月19日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第23期 (2024年11月19日現在)
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第22期（自 2022年11月22日 至 2023年11月20日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,783,253,399円
合計	1,783,253,399円

第23期（自 2023年11月21日 至 2024年11月19日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,482,302,023円
合計	1,482,302,023円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第23期 自 2023年11月21日 至 2024年11月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第22期 (2023年11月20日現在)	第23期 (2024年11月19日現在)
期首元本額	2,661,286,428円	2,644,801,149円
期中追加設定元本額	285,706,766円	262,304,104円
期中一部解約元本額	302,192,045円	304,887,845円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	インターナショナル債券マザーファンド	347,014,897	1,203,898,782	
	年金日本株式マザーファンド	1,081,363,300	5,994,861,862	
	年金日本債券マザーファンド	2,012,285,979	2,425,207,061	
	インターナショナル株式マザーファンド	189,104,131	2,440,842,660	
	親投資信託受益証券 小計		12,064,810,365	
合 計			12,064,810,365	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０」、「大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０」および「大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０」は、「年金日本株式マザーファンド」、「年金日本債券マザーファンド」、「インターナショナル株式マザーファンド」および「インターナショナル債券マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

年金日本株式マザーファンド

(１) 貸借対照表

(単位：円)

(2024年11月19日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	5,962,649
コール・ローン	1,532,825,177
株式	143,867,490,760
未収入金	605,370,508
未収配当金	1,659,573,580
流動資産合計	147,671,222,674
資産合計	147,671,222,674
負債の部	
流動負債	
未払金	741,047,607
未払解約金	447,762,537
流動負債合計	1,188,810,144
負債合計	1,188,810,144
純資産の部	
元本等	
元本	26,422,944,249
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	120,059,468,281
元本等合計	146,482,412,530
純資産合計	146,482,412,530
負債純資産合計	147,671,222,674

(２) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023年11月21日 至 2024年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。

	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
--	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（2024年11月19日現在）
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	26,422,944,249口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 5.5438円 （1万口当たりの純資産額55,438円）

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023年11月21日 至 2024年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024年11月19日現在)
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2023年11月21日 至 2024年11月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2024年11月19日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	25,643,143,166円
同期中における追加設定元本額	3,419,042,630円
同期中における一部解約元本額	2,639,241,547円
2024年11月19日現在の元本の内訳	
大和住銀ＤＣ日本株式ファンド	7,766,289,655円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０	231,660,299円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０	762,874,149円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０	1,081,363,300円
大和住銀ＤＣ国内株式ファンド	11,684,041,689円
大和住銀年金専用日本株式Ｆ－１（適格機関投資家限定）	4,252,570,159円
大和住銀日本株式ファンドＶＡ（適格機関投資家限定）	562,115,566円
大和住銀年金設計ファンド３０ＶＡ（適格機関投資家専用）	555,381円
大和住銀年金設計ファンド５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,519,375円
大和住銀年金設計ファンド７０ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,085,261円
大和住銀バランスファンド６０（適格機関投資家限定）	72,496,861円
大和住銀世界資産バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	372,554円
合 計	26,422,944,249円

（３）附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

（単位：円）

銘 柄	株 数	評価額		備考
		単価	金額	
ＩＮＰＥＸ	526,300	2,054.000	1,081,020,200	
大林組	975,800	2,061.500	2,011,611,700	
長谷工コーポレーション	1,005,000	1,886.500	1,895,932,500	
積水ハウス	676,000	3,560.000	2,406,560,000	
九電工	314,700	5,313.000	1,672,001,100	
日清オイリオグループ	162,900	5,140.000	837,306,000	
ニチレイ	489,400	4,061.000	1,987,453,400	
東洋水産	302,500	10,165.000	3,074,912,500	
セーレン	641,600	2,748.000	1,763,116,800	
エア・ウォーター	172,400	1,874.500	323,163,800	
ダイセル	1,336,800	1,348.000	1,802,006,400	
ADEKA	456,700	2,824.500	1,289,949,150	
協和キリン	77,100	2,557.500	197,183,250	

アステラス製薬	40,300	1,561.000	62,908,300		
塩野義製薬	225,600	2,091.500	471,842,400		
日本新薬	87,300	4,046.000	353,215,800		
出光興産	1,516,500	1,012.500	1,535,456,250		
ＥＮＥＯＳホールディングス	1,428,000	797.300	1,138,544,400		
ブリヂストン	104,500	5,465.000	571,092,500		
日本製鉄	122,100	3,142.000	383,638,200		
ＪＦＥホールディングス	436,800	1,768.500	772,480,800		
大和工業	27,500	8,082.000	222,255,000		
三井金属鉱業	217,100	4,680.000	1,016,028,000		
住友電気工業	723,900	2,854.500	2,066,372,550		
ＳＵＭＣＯ	468,500	1,276.000	597,806,000		
三和ホールディングス	798,800	4,420.000	3,530,696,000		
ＤＭＧ森精機	649,100	2,767.000	1,796,059,700		
小松製作所	524,900	4,110.000	2,157,339,000		
ＴＨＫ	88,400	3,436.000	303,742,400		
日立製作所	590,200	3,867.000	2,282,303,400		
富士電機	452,900	8,498.000	3,848,744,200		
日本電気	223,900	12,355.000	2,766,284,500		
富士通	554,200	2,779.000	1,540,121,800		
ルネサスエレクトロニクス	750,100	2,041.000	1,530,954,100		
ソニーグループ	1,587,500	2,936.000	4,660,900,000		
ＴＤＫ	3,400,500	1,911.500	6,500,055,750		
堀場製作所	45,600	8,070.000	367,992,000		
小糸製作所	198,800	1,960.000	389,648,000		
豊田自動織機	276,400	11,565.000	3,196,566,000		
トヨタ自動車	2,016,900	2,730.500	5,507,145,450		
本田技研工業	566,100	1,394.500	789,426,450		
スズキ	2,298,600	1,656.000	3,806,481,600		
理研計器	220,800	3,705.000	818,064,000		
バンダイナムコホールディングス	397,900	3,167.000	1,260,149,300		
美津濃	102,200	7,540.000	770,588,000		
東北電力	556,700	1,320.000	734,844,000		
九州電力	612,900	1,525.500	934,978,950		
東京地下鉄	16,800	1,724.000	28,963,200		
日本郵船	652,900	5,080.000	3,316,732,000		
東映アニメーション	140,300	3,530.000	495,259,000		
ＢＩＰＲＯＧＹ	785,400	4,501.000	3,535,085,400		
日本電信電話	24,865,600	156.000	3,879,033,600		
東映	418,900	5,800.000	2,429,620,000		
ソフトバンクグループ	718,300	8,683.000	6,236,998,900		
双日	528,700	3,100.000	1,638,970,000		
ハピネット	231,200	4,025.000	930,580,000		
丸紅	601,800	2,420.000	1,456,356,000		
三菱商事	421,300	2,688.000	1,132,454,400		
良品計画	989,000	3,014.000	2,980,846,000		
イズミ	119,900	3,191.000	382,600,900		
ケーズホールディングス	352,800	1,406.000	496,036,800		

サンドラッグ	198,400	3,514.000	697,177,600	
めぶきフィナンシャルグループ	534,500	654.400	349,776,800	
西日本フィナンシャルホールディングス	869,500	1,973.000	1,715,523,500	
北國フィナンシャルホールディングス	312,200	5,070.000	1,582,854,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	3,631,400	1,843.500	6,694,485,900	
群馬銀行	1,344,300	1,035.000	1,391,350,500	
七十七銀行	314,600	4,460.000	1,403,116,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	82,100	4,150.000	340,715,000	
みずほフィナンシャルグループ	1,810,500	3,835.000	6,943,267,500	
ＳＢＩホールディングス	144,300	3,573.000	515,583,900	
野村ホールディングス	779,700	939.800	732,762,060	
ＳＯＭＰＯホールディングス	699,500	3,564.000	2,493,018,000	
第一生命ホールディングス	228,100	3,944.000	899,626,400	
東京海上ホールディングス	640,900	6,054.000	3,880,008,600	
三井不動産	499,900	1,272.000	635,872,800	
東京建物	948,600	2,659.000	2,522,327,400	
日本郵政	1,450,700	1,494.000	2,167,345,800	
ベルシステム２４ホールディングス	733,700	1,276.000	936,201,200	
合 計	75,514,500		143,867,490,760	

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

年金日本債券マザーファンド

(１) 貸借対照表

(単位：円)

(2024年11月19日現在)

資産の部

流動資産

金銭信託	39,902,281
コール・ローン	10,257,726,239
国債証券	59,214,042,700
地方債証券	562,255,700
特殊債券	1,034,581,833
社債券	32,152,109,786
未収入金	4,338,188,500
未収利息	196,189,092
前払金	84,190,000
前払費用	31,569,828
差入委託証拠金	103,438,754

流動資産合計	108,014,194,713
--------	-----------------

資産合計	108,014,194,713
------	-----------------

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	82,800,900
----------	------------

未払金	1,133,279,000
未払解約金	66,990,043
流動負債合計	1,283,069,943
負債合計	1,283,069,943
純資産の部	
元本等	
元本	88,555,539,171
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	18,175,585,599
元本等合計	106,731,124,770
純資産合計	106,731,124,770
負債純資産合計	108,014,194,713

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023年11月21日 至 2024年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024年11月19日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	88,555,539,171口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2052円 (1万口当たりの純資産額12,052円)

（金融商品に関する注記）

．金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023年11月21日 至 2024年11月19日
1． 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2． 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024年11月19日現在)
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2024年11月19日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建				
	長国 先 0612月	12,228,450,900	-	12,145,650,000	82,800,900
	小計	12,228,450,900	-	12,145,650,000	82,800,900
合 計		12,228,450,900	-	12,145,650,000	82,800,900

(注) １．時価の算定方法

債券先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年11月21日 至 2024年11月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2024年11月19日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	67,713,814,120円
同期中における追加設定元本額	26,126,292,242円
同期中における一部解約元本額	5,284,567,191円
2024年11月19日現在の元本の内訳	
大和住銀ＤＣ日本債券ファンド	397,116,554円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０	2,021,762,742円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０	3,157,473,089円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０	2,012,285,979円
大和住銀年金専用日本債券Ｆ－１（適格機関投資家限定）	15,185,680,390円
大和住銀日本債券ファンドＶＡ（適格機関投資家限定）	647,269,697円
大和住銀年金設計ファンド３０ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,752,975円
大和住銀年金設計ファンド５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	29,384,706円
大和住銀年金設計ファンド７０ＶＡ（適格機関投資家専用）	4,942,905円
大和住銀バランスファンド６０（適格機関投資家限定）	228,139,555円
大和住銀世界資産バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	753,080円
ＳＭＤＡＭ日本債券ファンド（適格機関投資家専用）	64,864,977,499円
合 計	88,555,539,171円

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	4 6 3 2 年国債	1,760,000,000	1,756,004,800	
	4 6 4 2 年国債	8,730,000,000	8,708,436,900	
	4 6 5 2 年国債	5,610,000,000	5,594,965,200	
	4 6 6 2 年国債	7,840,000,000	7,832,395,200	
	1 7 1 5 年国債	1,870,000,000	1,845,914,400	
	1 7 3 5 年国債	1,570,000,000	1,562,291,300	
	1 4 4 0 年国債	195,000,000	114,449,400	
	1 5 4 0 年国債	120,000,000	77,464,800	
	1 6 4 0 年国債	870,000,000	613,419,600	
	1 7 4 0 年国債	780,000,000	713,778,000	
	3 7 5 1 0 年国債	800,000,000	805,232,000	
	3 7 6 1 0 年国債	2,560,000,000	2,522,393,600	
	2 2 3 0 年国債	290,000,000	329,567,600	
	3 9 3 0 年国債	60,000,000	60,962,400	
	4 4 3 0 年国債	240,000,000	232,917,600	
	4 6 3 0 年国債	130,000,000	121,130,100	
	4 7 3 0 年国債	230,000,000	217,536,300	
	4 9 3 0 年国債	20,000,000	18,126,200	
	5 1 3 0 年国債	450,000,000	318,591,000	
	5 5 3 0 年国債	600,000,000	468,324,000	
	5 8 3 0 年国債	740,000,000	569,740,800	
	5 9 3 0 年国債	300,000,000	224,382,000	
	6 0 3 0 年国債	1,030,000,000	805,532,100	
	6 4 3 0 年国債	150,000,000	100,887,000	
	6 7 3 0 年国債	1,470,000,000	1,027,794,600	
	6 9 3 0 年国債	720,000,000	512,150,400	
	7 0 3 0 年国債	680,000,000	481,072,800	
	7 4 3 0 年国債	120,000,000	90,627,600	
	7 5 3 0 年国債	100,000,000	81,407,000	
	7 6 3 0 年国債	435,000,000	362,111,400	
	7 7 3 0 年国債	200,000,000	174,328,000	
	7 8 3 0 年国債	975,000,000	807,173,250	
	8 0 3 0 年国債	1,160,000,000	1,053,964,400	
	8 1 3 0 年国債	410,000,000	354,424,500	
	8 2 3 0 年国債	1,630,000,000	1,476,910,400	
	8 3 3 0 年国債	650,000,000	643,656,000	
	8 4 3 0 年国債	100,000,000	96,718,000	
	1 5 1 2 0 年国債	150,000,000	151,705,500	
	1 5 5 2 0 年国債	210,000,000	205,991,100	

	1 5 6	2 0 年国債	645,000,000	590,007,300	
	1 6 0	2 0 年国債	670,000,000	623,636,000	
	1 6 1	2 0 年国債	580,000,000	530,932,000	
	1 6 4	2 0 年国債	1,000,000,000	890,890,000	
	1 6 6	2 0 年国債	1,050,000,000	952,129,500	
	1 6 7	2 0 年国債	1,200,000,000	1,052,520,000	
	1 6 8	2 0 年国債	1,630,000,000	1,401,995,600	
	1 6 9	2 0 年国債	1,350,000,000	1,137,132,000	
	1 7 0	2 0 年国債	670,000,000	560,877,100	
	1 7 1	2 0 年国債	930,000,000	774,159,900	
	1 7 3	2 0 年国債	480,000,000	401,155,200	
	1 7 5	2 0 年国債	790,000,000	663,979,200	
	1 7 9	2 0 年国債	850,000,000	699,235,500	
	1 8 2	2 0 年国債	320,000,000	288,201,600	
	1 8 3	2 0 年国債	650,000,000	613,275,000	
	1 8 4	2 0 年国債	195,000,000	174,265,650	
	1 8 5	2 0 年国債	880,000,000	783,314,400	
	1 8 6	2 0 年国債	1,230,000,000	1,168,229,400	
	1 8 7	2 0 年国債	190,000,000	173,912,700	
	1 8 8	2 0 年国債	1,200,000,000	1,152,360,000	
	1 8 9	2 0 年国債	1,340,000,000	1,348,656,400	
	1 9 0	2 0 年国債	100,000,000	98,701,000	
	国債証券 小計			59,214,042,700	
地方債証券	7 6 3	東京都公債	200,000,000	197,986,000	
	1 9	東京都 3 0 年	100,000,000	70,209,100	
	4 9 8	名古屋市債	200,000,000	197,945,400	
	2 0 2 2	- 5 福岡市公	100,000,000	96,115,200	
	地方債証券 小計			562,255,700	
特殊債券	1 3 8	住宅機構ＲＭＢＳ	70,260,000	65,496,372	
	1 5 3	住宅機構ＲＭＢＳ	155,900,000	142,554,960	
	1 6 0	住宅機構ＲＭＢＳ	80,880,000	73,883,880	
	1 6 1	住宅機構ＲＭＢＳ	80,554,000	73,489,414	
	1 6 2	住宅機構ＲＭＢＳ	81,716,000	74,524,992	
	1 6 4	住宅機構ＲＭＢＳ	83,482,000	75,851,745	
	1 7 0	住宅機構ＲＭＢＳ	83,860,000	76,421,618	
	1 8 9	住宅機構ＲＭＢＳ	90,886,000	87,823,141	
	1 9 1	住宅機構ＲＭＢＳ	275,037,000	265,465,711	
	2 1 0	住宅機構ＲＭＢＳ	100,000,000	99,070,000	
	特殊債券 小計			1,034,581,833	
社債券	1 0 3	東日本高速道	200,000,000	197,557,000	
	9 9	中日本高速道	100,000,000	98,850,100	
	6 5	西日本高速道	200,000,000	197,404,000	
	1 6	長谷工コ - ポ	100,000,000	98,156,700	
	1 8	長谷工コ - ポ	100,000,000	98,731,900	
	1 9	長谷工コ - ポ	100,000,000	99,273,700	

1 4	西松建設	200,000,000	196,319,400	
1 5	西松建設	300,000,000	298,685,700	
4	大和ハウス劣ＦＲ	400,000,000	394,574,400	
2	積水ハウス劣後ＦＲ	400,000,000	399,228,800	
1	住友生命４劣ローン	400,000,000	397,794,000	
1	アサヒグループＨＤ劣ＦＲ	200,000,000	199,947,600	
2 1	アサヒグループＨＤ	100,000,000	99,250,900	
3 2	味の素	100,000,000	98,161,200	
1	横浜冷凍劣後ＦＲ	100,000,000	96,039,900	
2	ヒューリック劣後ＦＲ	500,000,000	500,690,000	
1 8	野村不動産ＨＤ	200,000,000	197,618,600	
2 9	東急不動産ＨＤ	100,000,000	97,870,200	
3 2	レンゴ-	300,000,000	293,297,100	
1 0	エア・ウォーター	100,000,000	98,099,300	
1 4	野村総合研究所	200,000,000	197,800,000	
2	武田薬品劣後ＦＲ	1,800,000,000	1,805,992,200	
1 0	テルモ	100,000,000	99,313,600	
2 3	オリエンタルランド	200,000,000	198,201,000	
6	日本製鉄劣後ＦＲ	500,000,000	498,662,000	
1 6	クボタ	100,000,000	98,660,100	
2 3	日立製作所	400,000,000	392,867,200	
3 8	ソニーＧ	100,000,000	98,909,200	
4 1	ソニーＧ	100,000,000	97,257,200	
4 5	三菱重工業	300,000,000	295,464,600	
3 0	ＪＡ三井リース	100,000,000	99,181,200	
1 5	三井住友Ｔ・パナ	400,000,000	392,850,800	
1 1 4	丸紅	100,000,000	98,950,400	
8 3	三菱商事	500,000,000	485,958,500	
7	三菱商事劣後ＦＲ	200,000,000	197,024,800	
4 4	丸井グループ	100,000,000	97,942,500	
4 5	丸井グループ	300,000,000	293,198,100	
9 5	クレディセゾン	200,000,000	196,298,000	
1 0 2	クレディセゾン	200,000,000	198,162,200	
2 6	イオン	200,000,000	198,289,600	
1 0	三菱ＵＦＪＦＧ ＦＲ	200,000,000	199,532,400	
2 1	三菱ＵＦＪＦＧ劣ＦＲ	400,000,000	397,365,200	
2 3	三菱ＵＦＪＦＧ劣ＦＲ	300,000,000	298,299,300	
1 5	三井住友ＦＧ劣ＦＲ	400,000,000	396,328,800	
1 7	三井住友ＦＧ劣ＦＲ	100,000,000	99,644,600	
1 7	みずほＦＧ劣後ＦＲ	900,000,000	894,523,500	
4 0	芙蓉総合リース	300,000,000	295,836,600	
4 1	芙蓉総合リース	400,000,000	396,088,000	
2 3	みずほリース	400,000,000	394,364,800	
1 7	みずほリース	300,000,000	298,521,300	
2 6	ＮＴＴファイナンス	300,000,000	287,874,600	

3 0	ＮＴＴファイナンス	500,000,000	493,579,500	
3 8	ＮＴＴファイナンス	600,000,000	594,397,800	
2	東京センチュリー劣ＦＲ	400,000,000	400,157,600	
3 4	東京センチュリー	100,000,000	97,260,400	
8 8	ホンダファイナンス	300,000,000	298,748,700	
6 7	アイフル	200,000,000	198,039,000	
6 9	アイフル	200,000,000	198,680,400	
2 3	ポケットカード	200,000,000	197,075,000	
8 5	アコム	700,000,000	689,313,100	
2 1 3	オリックス	200,000,000	196,319,000	
2 2 0	オリックス	700,000,000	692,332,200	
6	オリックス 劣後ＦＲ	100,000,000	98,711,500	
4 1	大和証券Ｇ本社	100,000,000	98,945,200	
4 4	大和証券Ｇ本社	300,000,000	296,960,700	
1	ＳＯＭＰＯＨＤ	400,000,000	394,598,000	
4	損保ジャパン劣ＦＲ	500,000,000	512,201,000	
8 2	三井不動産	200,000,000	195,818,600	
5	三菱地所劣後ＦＲ	100,000,000	99,436,200	
1 4 2	三菱地所	200,000,000	196,657,800	
1 4 3	三菱地所	200,000,000	193,262,000	
3 4	東京建物	100,000,000	94,742,800	
1 1 2	住友不動産	400,000,000	392,907,600	
1 1 5	住友不動産	700,000,000	689,259,200	
6 8	阪急阪神ＨＬＤＧ	500,000,000	492,360,000	
7 1	名古屋鉄道	100,000,000	98,881,300	
4 3	日本郵船	100,000,000	98,972,200	
1 2	日本航空	200,000,000	192,631,000	
1 3	日本航空	900,000,000	886,921,200	
2 0	三菱倉庫	300,000,000	293,877,600	
2 1	三菱倉庫	300,000,000	290,679,600	
3 3	ＫＤＤＩ	400,000,000	398,000,800	
5 6 7	関西電力	600,000,000	593,182,800	
4 4 8	中国電力	300,000,000	289,223,400	
4 6 3	中国電力	100,000,000	98,971,500	
3 4 5	北陸電力	500,000,000	458,876,000	
3 4 9	北陸電力	100,000,000	94,977,500	
1	東北電力劣後ＦＲ	500,000,000	501,614,000	
5 1 3	東北電力	111,000,000	107,395,386	
5 2 1	東北電力	200,000,000	193,709,600	
4 9 1	九州電力	100,000,000	95,053,400	
5 0 4	九州電力	100,000,000	95,301,800	
5 1 1	九州電力	100,000,000	99,337,200	
5 1 6	九州電力	100,000,000	96,407,800	
5 2 5	九州電力	600,000,000	578,020,200	
3 8 5	北海道電力	500,000,000	485,633,500	

3 9 1	北海道電力	300,000,000	297,515,400	
3 9 6	北海道電力	600,000,000	596,413,200	
3 2	沖縄電力	100,000,000	99,705,900	
3 4	沖縄電力	200,000,000	196,516,400	
8 4	電源開発	100,000,000	99,612,600	
8 7	電源開発	500,000,000	485,929,000	
4 9	東京電力ＰＧ	200,000,000	197,846,000	
6 1	東京電力ＰＧ	200,000,000	199,145,400	
7 2	東京電力ＰＧ	600,000,000	587,766,000	
7 5	東京電力ＰＧ	200,000,000	201,392,000	
2	ＪＥＲＡ	500,000,000	478,076,500	
1	ＪＥＲＡ 劣後ＦＲ	100,000,000	101,538,500	
5	東京電力ＲＰ	100,000,000	97,339,000	
BRK 1.031 12/08/27		500,000,000	496,970,000	
社債券 小計			32,152,109,786	
合 計			92,962,990,019	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

インターナショナル株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2024年11月19日現在）

資産の部

流動資産

預金	4,800,247,990
金銭信託	8,386,238
コール・ローン	2,155,860,020
株式	302,128,907,364
派生商品評価勘定	86,527
未収入金	2,301,822,270
未収配当金	284,098,381
流動資産合計	311,679,408,790

資産合計

311,679,408,790

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	456,228
未払金	3,811,019,194
未払解約金	1,280,657,105
流動負債合計	5,092,132,527

負債合計

5,092,132,527

純資産の部

元本等

元本	23,752,823,550
剰余金	

剰余金又は欠損金（ ）	282,834,452,713
元本等合計	306,587,276,263
純資産合計	306,587,276,263
負債純資産合計	311,679,408,790

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023年11月21日 至 2024年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024年11月19日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	23,752,823,550口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 12.9074円 (1万口当たりの純資産額129,074円)

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023年11月21日 至 2024年11月19日
-----	--------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024年11月19日現在)
-----	-----------------

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2024年11月19日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカ・ドル	88,600,000	-	88,686,527	86,527
	イギリス・ポンド	578,629,772	-	578,596,039	33,733
	小計	667,229,772	-	667,282,566	52,794
	売建				
	アメリカ・ドル	1,469,829,772	-	1,470,252,267	422,495
	小計	1,469,829,772	-	1,470,252,267	422,495
合 計		2,137,059,544	-	2,137,534,833	369,701

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2023年11月21日 至 2024年11月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2024年11月19日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	22,522,785,490円
同期中における追加設定元本額	3,673,675,313円
同期中における一部解約元本額	2,443,637,253円
2024年11月19日現在の元本の内訳	
大和住銀ＤＣ外国株式ファンド	8,390,875,673円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０	18,166,673円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０	127,836,261円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０	189,104,131円
大和住銀ＤＣ海外株式アクティブファンド	12,858,292,148円
インターナショナル株式アクティブファンド（ラップ専用）	34,107,102円
大和住銀グローバルバランスファンドＶＡ	991,082円
大和住銀／Ｔ．ロウ・プライス外国株式ファンドＶＡ	426,915,144円
大和住銀グローバルバランスファンドＳＶＡ	17,306,136円
大和住銀外国株式ファンドＭＳＶＡ（適格機関投資家限定）	39,685,254円
大和住銀年金設計ファンド３０ＶＡ（適格機関投資家専用）	52,371円
大和住銀年金設計ファンド５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,056,335円
大和住銀年金設計ファンド７０ＶＡ（適格機関投資家専用）	583,833円
大和住銀バランスファンド６０（適格機関投資家限定）	15,418,023円
大和住銀世界資産バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	251,380円
インターナショナル株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	1,632,182,004円
合 計	23,752,823,550円

（３）附属明細表

有価証券明細表

(a)株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	CONOCOPHILLIPS	564,966	113.760	64,270,532.16	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	96,081	181.900	17,477,133.90	
	EXXON MOBIL CORP	186,796	120.310	22,473,426.76	
	FREEMPORT-MCMORAN INC	428,994	43.550	18,682,688.70	
	RELIANCE INC	87,994	310.330	27,307,178.02	

BOEING CO/THE	111,111	143.870	15,985,539.57	
DEERE & CO	57,912	404.530	23,427,141.36	
FASTENAL CO	52,700	81.800	4,310,860.00	
GENERAL ELECTRIC	121,786	177.520	21,619,450.72	
STANDARDAERO INC	79,400	28.530	2,265,282.00	
COPART INC	288,885	56.630	16,359,557.55	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	124,737	213.990	26,692,470.63	
UBER TECHNOLOGIES INC	254,829	69.330	17,667,294.57	
TESLA INC	121,609	338.740	41,193,832.66	
STARBUCKS CORP	216,935	100.400	21,780,274.00	
ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	134,350	89.350	12,004,172.50	
AMAZON.COM INC	365,661	201.700	73,753,823.70	
CARVANA CO	91,873	244.690	22,480,404.37	
MERCADOLIBRE INC	11,636	1,916.120	22,295,972.32	
RH	44,349	318.860	14,141,122.14	
DOLLAR GENERAL CORP	100,017	77.090	7,710,310.53	
CELSIUS HOLDINGS INC	304,993	25.790	7,865,769.47	
KENVUE INC	1,768,728	23.720	41,954,228.16	
INTUITIVE SURGICAL INC	18,028	531.640	9,584,405.92	
UNITEDHEALTH GROUP INC	63,496	589.650	37,440,416.40	
ELI LILLY & CO	119,876	727.200	87,173,827.20	
REPLIGEN CORP	186,478	123.410	23,013,249.98	
VAXCYTE INC	17,200	86.490	1,487,628.00	
BANK OF AMERICA CORP	1,268,933	46.720	59,284,549.76	
CITIGROUP INC	467,371	69.000	32,248,599.00	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	76,800	164.310	12,619,008.00	
BLOCK INC	231,500	90.790	21,017,885.00	
MORGAN STANLEY	89,461	133.780	11,968,092.58	
SCHWAB (CHARLES) CORP	573,096	81.390	46,644,283.44	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	218,901	130.580	28,584,092.58	
APPLOVIN CORP-CLASS A	18,100	298.000	5,393,800.00	
CADENCE DESIGN SYS INC	55,200	294.325	16,246,740.00	
HUBSPOT INC	39,655	668.320	26,502,229.60	
MICROSOFT CORP	217,564	415.760	90,454,408.64	
SHOPIFY INC - CLASS A	200,537	105.880	21,232,857.56	
SYNOPSYS INC	31,247	523.980	16,372,803.06	
AMPHENOL CORP-CL A	75,400	69.880	5,268,952.00	
APPLE INC	283,765	228.020	64,704,095.30	
CIENA CORP	167,300	66.580	11,138,834.00	
CORNING INC	268,461	46.440	12,467,328.84	
ADVANCED MICRO DEVICES	207,721	138.930	28,858,678.53	
BROADCOM INC	110,409	165.670	18,291,459.03	
NVIDIA CORP	671,780	140.150	94,149,967.00	
CONSTELLATION ENERGY	121,116	230.280	27,890,592.48	

	ALPHABET INC-CL A	65,739	175.300	11,524,046.70	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	90,977	554.400	50,437,648.80	
	NETFLIX INC	20,528	847.050	17,388,242.40	
アメリカ・ドル小計		11,592,981		1,433,107,187.59 (221,386,398,339)	
香港・ドル	PRADA S.P.A.	2,788,000	54.550	152,085,400.00	
	MEITUAN-CLASS B	752,322	169.000	127,142,418.00	
香港・ドル小計		3,540,322		279,227,818.00 (5,542,672,187)	
台湾・ドル	ACCTON TECHNOLOGY CORP	679,000	592.000	401,968,000.00	
	SILERGY CORP	542,000	440.500	238,751,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	2,050,000	1,025.000	2,101,250,000.00	
台湾・ドル小計		3,271,000		2,741,969,000.00 (13,012,288,086)	
イギリス・ ポンド	UNILEVER PLC	937,166	45.550	42,687,911.30	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	352,980	107.100	37,804,158.00	
イギリス・ポンド小計		1,290,146		80,492,069.30 (15,755,517,645)	
スイス・フ ラン	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	203,927	121.250	24,726,148.75	
	SONOVA HOLDING AG-REG	63,133	316.900	20,006,847.70	
スイス・フラン小計		267,060		44,732,996.45 (7,820,669,769)	
スウェー デン・ク ローナ	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	14,566	141.500	2,061,089.00	
スウェーデン・クローナ小計		14,566		2,061,089.00 (29,123,189)	
インド・ル ピー	ICICI BANK LTD	1,261,220	1,253.450	1,580,876,209.00	
	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	842,406	1,722.750	1,451,254,936.50	
インド・ルピー小計		2,103,626		3,032,131,145.50 (5,579,121,308)	
インドネシ ア・ルピア	BANK CENTRAL ASIA TBK PT	33,525,800	10,000.000	335,258,000,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSER	39,650,600	4,350.000	172,480,110,000.00	
インドネシア・ルピア小計		73,176,400		507,738,110,000.00 (4,975,833,478)	
韓国・ ウォン	SK HYNIX INC	217,013	171,700.000	37,261,132,100.00	
韓国・ウォン小計		217,013		37,261,132,100.00 (4,135,985,663)	
ユーロ	AIRBUS SE	69,382	138.540	9,612,182.28	
	SARTORIUS AG-VORZUG	125,923	209.800	26,418,645.40	
	ADYEN NV	24,953	1,238.400	30,901,795.20	
	SAP SE	168,179	218.600	36,763,929.40	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	142,449	110.550	15,747,736.95	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	893,800	29.740	26,581,612.00	

ユーロ小計	1,424,686		146,025,901.23 (23,891,297,700)	
合 計	96,897,800		302,128,907,364 (302,128,907,364)	

（注）金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	52銘柄	72.2%	73.3%
香港・ドル	株式	2銘柄	1.8%	1.8%
台湾・ドル	株式	3銘柄	4.2%	4.3%
イギリス・ポンド	株式	2銘柄	5.1%	5.2%
スイス・フラン	株式	2銘柄	2.6%	2.6%
スウェーデン・クローナ	株式	1銘柄	0.0%	0.0%
インド・ルピー	株式	2銘柄	1.8%	1.8%
インドネシア・ルピア	株式	2銘柄	1.6%	1.6%
韓国・ウォン	株式	1銘柄	1.3%	1.4%
ユーロ	株式	6銘柄	7.8%	7.9%

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

インターナショナル債券マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2024年11月19日現在）	
資産の部	
流動資産	
預金	180,896,674
金銭信託	561,893
コール・ローン	144,446,416
国債証券	6,581,588,583
地方債証券	27,041,848
特殊債券	290,256,002
社債券	140,954,710
派生商品評価勘定	92,784,102
未収入金	493,254,459
未収利息	35,062,268
前払費用	23,808,472
差入委託証拠金	109,916,413
流動資産合計	8,120,571,840
資産合計	8,120,571,840
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	95,348,693
未払金	450,754,042

未払解約金	59,740,509
流動負債合計	605,843,244
負債合計	605,843,244
純資産の部	
元本等	
元本	2,166,051,861
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	5,348,676,735
元本等合計	7,514,728,596
純資産合計	7,514,728,596
負債純資産合計	8,120,571,840

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2023年11月21日 至 2024年11月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2024年11月19日現在)
-----	-------------------

1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	2,166,051,861口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.4693円 (1万口当たりの純資産額34,693円)

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2023年11月21日 至 2024年11月19日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

３． 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

．金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024年11月19日現在)
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2024年11月19日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引	債券先物取引 買建				
	US 10YR NOTE (CBT) DEC24	610,524,270	-	609,655,320	868,950
	US 10yr Ultra Fut DEC24	106,212,239	-	104,288,487	1,923,752
	US 2YR NOTE(CBT) DEC24	127,904,608	-	126,890,836	1,013,772
	US 5YR NOTE(CBT) DEC24	390,964,739	-	378,981,672	11,983,067
	US LONG BOND(CBT) DEC24	210,646,351	-	197,647,505	12,998,846
	AUST 10Y BOND FUT DEC24	141,409,517	-	133,686,119	7,723,398
	AUST 3Y BOND FUTURE DEC24	344,980,206	-	338,061,256	6,918,950
	LONG GILT FUTURE DEC24	38,756,520	-	36,697,335	2,059,185
	EURO-BUND FUTURE DEC24	307,023,982	-	302,213,848	4,810,134
	小計	2,278,422,432	-	2,228,122,378	50,300,054
	売建				
	EURO BUXL 30Y BND DEC24	67,492,355	-	65,221,490	2,270,865
	EURO-BTP FUTURE DEC24	118,638,519	-	118,024,982	613,537
	EURO-SCHATZ FUT DEC24	52,313,172	-	52,381,378	68,206
	小計	238,444,046	-	235,627,850	2,816,196
	合 計	2,516,866,478	-	2,463,750,228	47,483,858

（注）１．時価の算定方法

債券先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
	為替予約取引 買建				

市場取引以 外の取引	アメリカ・ドル	2,139,402,524	-	2,213,196,747	73,794,223
	カナダ・ドル	148,053,941	-	149,030,751	976,810
	オーストラリア・ドル	17,044,540	-	16,776,630	267,910
	シンガポール・ドル	5,920,222	-	5,831,632	88,590
	ニュージーランド・ドル	244,117,768	-	240,891,941	3,225,827
	イギリス・ポンド	70,440,248	-	69,342,073	1,098,175
	イスラエル・シェケル	23,798,617	-	24,990,763	1,192,146
	スイス・フラン	226,834,905	-	225,986,489	848,416
	デンマーク・クローネ	20,231,378	-	19,937,850	293,528
	ノルウェー・クローネ	12,375,276	-	12,262,240	113,036
	スウェーデン・クローナ	2,716,449	-	2,658,690	57,759
	オフショア・人民元	242,151,402	-	237,806,884	4,344,518
	マレーシア・リンギット	112,423,780	-	113,430,747	1,006,967
	ユーロ	283,340,403	-	280,298,084	3,042,319
	小計	3,548,851,453	-	3,612,441,521	63,590,068
	売建				
	アメリカ・ドル	1,624,212,929	-	1,644,169,268	19,956,339
	ニュージーランド・ドル	300,910,928	-	298,716,676	2,194,252
	イギリス・ポンド	210,158,695	-	210,231,861	73,166
	メキシコ・ペソ	16,748,017	-	16,395,680	352,337
	マレーシア・リンギット	76,300,179	-	75,839,121	461,058
	ポーランド・ズロチ	56,538,771	-	55,890,610	648,161
	ユーロ	1,033,727,784	-	1,036,024,886	2,297,102
	小計	3,318,597,303	-	3,337,268,102	18,670,799
	合 計	6,867,448,756	-	6,949,709,623	44,919,269

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2023年11月21日 至 2024年11月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2024年11月19日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,155,434,804円
同期中における追加設定元本額	244,844,440円
同期中における一部解約元本額	234,227,383円
2024年11月19日現在の元本の内訳	
大和住銀ＤＣ外国債券ファンド	1,362,806,352円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０	123,111,867円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０	288,399,537円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０	347,014,897円
大和住銀／Ｔ．ロウ・プライス外国債券ファンドＶＡ	13,206,175円
大和住銀年金設計ファンド３０ＶＡ（適格機関投資家専用）	353,120円
大和住銀年金設計ファンド５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,539,492円
大和住銀年金設計ファンド７０ＶＡ（適格機関投資家専用）	920,372円
大和住銀バランスファンド６０（適格機関投資家限定）	26,914,346円
大和住銀世界資産バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	785,703円
合 計	2,166,051,861円

（３）附属明細表

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	B 0 04/17/25	3,373,000.00	3,312,724.49	
		B 0 05/15/25	2,900,000.00	2,838,433.00	
		T 3.875 08/15/34	539,000.00	515,796.05	
		T 4.25 02/15/54	1,927,000.00	1,811,823.21	
		T 4.25 08/15/54	393,000.00	369,848.37	
		T 4.375 05/15/34	772,000.00	769,344.32	
		T 4.625 04/30/31	3,318,000.00	3,370,424.40	
		T11 0.125 01/15/32	700,000.00	697,351.82	

	TII 2.125 04/15/29	1,146,000.00	1,175,707.67	
アメリカ・ドル小計		15,068,000.00	14,861,453.33 (2,295,797,309)	
シンガ ポール・ ドル	SIGB 3.25 06/01/54	200,000.00	216,530.00	
シンガポール・ドル小計		200,000.00	216,530.00 (24,970,240)	
ニュージ ーランド・ド ル	NZGB 2.75 05/15/51	1,007,000.00	654,852.10	
	NZGB 5 05/15/54	165,000.00	159,645.75	
ニュージーランド・ドル小計		1,172,000.00	814,497.85 (73,980,840)	
イギリス・ ポンド	UKT 4 10/22/63	248,000.00	211,372.88	
	UKT 4.125 01/29/27	925,000.00	919,625.75	
	UKT 4.5 06/07/28	1,520,000.00	1,527,372.00	
イギリス・ポンド小計		2,693,000.00	2,658,370.63 (520,349,467)	
スウェー デン・ク ローナ	SGB 1.75 11/11/33	670,000.00	650,603.50	
スウェーデン・クローナ小計		670,000.00	650,603.50 (9,193,026)	
メキシコ・ ペソ	MBONO 7.5 05/26/33	6,297,000.00	5,431,414.38	
	MBONO 7.75 11/23/34	4,297,000.00	3,710,717.32	
メキシコ・ペソ小計		10,594,000.00	9,142,131.70 (69,913,538)	
オフショ ア・人民元	CGB 2.47 07/25/54	3,500,000.00	3,618,020.00	
	CGB 2.52 08/25/33	18,480,000.00	19,077,088.80	
オフショア・人民元小計		21,980,000.00	22,695,108.80 (484,856,035)	
ポーランド・ズロチ	POLGB 5 10/25/34	2,725,000.00	2,577,959.00	
ポーランド・ズロチ小計		2,725,000.00	2,577,959.00 (97,307,639)	
ユーロ	BTPS 3.35 07/01/29	1,412,000.00	1,440,141.16	
	BTPS 3.45 03/01/48	174,000.00	160,113.06	
	BTPS 4.2 03/01/34	203,000.00	215,336.31	
	BTPS 4.5 10/01/53	336,000.00	359,227.68	
	CHILE 0.83 07/02/31	245,000.00	208,617.50	
	DBR 1 08/15/25	1,890,000.00	1,870,362.90	
	DBR 3.25 07/04/42	357,000.00	390,654.39	
	DBRI 0.1 04/15/26	1,900,000.00	2,384,760.01	
	DBRI 0.5 04/15/30	665,000.00	851,574.19	

		FRTR 2.75 02/25/29	2,170,000.00	2,179,200.80	
		FRTR 3 11/25/34	1,659,000.00	1,645,711.41	
		LATVIA 3.875 05/22/29	100,000.00	103,935.00	
		LITHUN 3.5 02/13/34	110,000.00	112,434.30	
		NETHER 0.75 07/15/28	200,000.00	189,480.00	
		NETHER 5.5 01/15/28	230,000.00	252,701.00	
		OBL 2.1 04/12/29	1,266,000.00	1,262,239.98	
		OBL 2.4 10/19/28	1,587,000.00	1,602,790.65	
		OBL 2.5 10/11/29	1,413,000.00	1,432,598.31	
		RAGB 0.85 06/30/20	130,000.00	57,573.10	
		RAGB 3.15 06/20/44	187,000.00	189,905.98	
		SLOREP 0.4875 10/20/50	36,000.00	18,658.44	
		SPGB 1.4 07/30/28	266,000.00	255,780.28	
		SPGB 1.9 10/31/52	161,000.00	113,176.56	
		SPGB 2.9 10/31/46	115,000.00	104,126.75	
		SPGB 3.55 10/31/33	926,000.00	967,095.88	
		ユーロ小計		17,738,000.00	18,368,195.64 (3,005,220,489)
	国債証券合計				6,581,588,583 (6,581,588,583)
地方債証券	アメリカ・ドル	ONT 1.05 05/21/27	190,000.00	175,050.80	
		アメリカ・ドル小計		190,000.00	175,050.80 (27,041,848)
地方債証券合計				27,041,848 (27,041,848)	
特殊債券	アメリカ・ドル	KOROIL 4.75 04/03/26	200,000.00	199,678.00	
		アメリカ・ドル小計		200,000.00	199,678.00 (30,846,257)
	オーストラリア・ドル	ASIA 4.8 01/17/33	340,000.00	336,481.00	
		EIB 4.2 08/21/28	340,000.00	336,923.00	
		KFW 4.2 02/08/29	338,000.00	334,042.02	
		NSWTC 4 05/20/26	141,000.00	140,390.88	
	オーストラリア・ドル小計		1,159,000.00	1,147,836.90 (115,208,391)	
	イギリス・ポンド	ASIA 3.875 02/10/26	193,000.00	191,380.73	
		KFW 4.125 02/18/26	190,000.00	188,928.40	
	イギリス・ポンド小計		383,000.00	380,309.13 (74,441,709)	
	ユーロ	ASIA 0.35 07/16/25	115,000.00	113,269.25	
		EU 0 07/04/35	51,000.00	37,686.45	
		EU 3.25 02/04/50	186,000.00	184,259.04	
		EU 3.375 10/05/54	91,000.00	91,162.89	

	ユーロ小計		443,000.00	426,377.63 (69,759,645)	
特殊債券合計				290,256,002 (290,256,002)	
社債券	アメリカ・ドル	ABDPOC 2.5 05/06/31	200,000.00	173,314.00	
		ARAMCO 1.602 06/17/26	200,000.00	189,780.00	
		GASBCM 5.8528 02/23/36	200,000.00	198,596.00	
		PEMEX 6.5 03/13/27	75,000.00	72,675.75	
	アメリカ・ドル小計		675,000.00	634,365.75 (97,996,821)	
	オフショア・人民元	TEMASE 2.75 08/28/34	1,000,000.00	1,005,170.00	
		TEMASE 3.1 08/28/54	1,000,000.00	1,005,600.00	
	オフショア・人民元小計		2,000,000.00	2,010,770.00 (42,957,889)	
社債券合計				140,954,710 (140,954,710)	
合 計				7,039,841,143 (7,039,841,143)	

（注）金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	9銘柄	30.6%	32.6%
	地方債証券	1銘柄	0.4%	0.4%
	特殊債券	1銘柄	0.4%	0.4%
	社債券	4銘柄	1.3%	1.4%
オーストラリア・ドル	特殊債券	4銘柄	1.5%	1.6%
シンガポール・ドル	国債証券	1銘柄	0.3%	0.4%
ニュージーランド・ドル	国債証券	2銘柄	1.0%	1.1%
イギリス・ポンド	国債証券	3銘柄	6.9%	7.4%
	特殊債券	2銘柄	1.0%	1.1%
スウェーデン・クローナ	国債証券	1銘柄	0.1%	0.1%
メキシコ・ペソ	国債証券	2銘柄	0.9%	1.0%
オフショア・人民元	国債証券	2銘柄	6.5%	6.9%
	社債券	2銘柄	0.6%	0.6%
ポーランド・ズロチ	国債証券	1銘柄	1.3%	1.4%
ユーロ	国債証券	25銘柄	40.0%	42.7%
	特殊債券	4銘柄	0.9%	1.0%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

【中間財務諸表】

- 1．当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期中間計算期間（2024年11月20日から2025年5月19日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 （2024年11月19日現在）	第24期中間計算期間 （2025年 5月19日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	9,960	4,109
コール・ローン	2,560,458	755,613
親投資信託受益証券	4,382,503,336	4,311,910,888
未収入金	22,011,360	21,478,707
流動資産合計	4,407,085,114	4,334,149,317
資産合計	4,407,085,114	4,334,149,317
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,595,314	1,352,115
未払受託者報酬	1,933,145	1,905,180
未払委託者報酬	19,815,254	19,528,449
その他未払費用	215,636	107,071
流動負債合計	24,559,349	22,892,815
負債合計	24,559,349	22,892,815
純資産の部		
元本等		
元本	1,998,334,749	1,985,297,641
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,384,191,016	2,325,958,861
（分配準備積立金）	1,212,327,138	1,159,853,294
元本等合計	4,382,525,765	4,311,256,502
純資産合計	4,382,525,765	4,311,256,502
負債純資産合計	4,407,085,114	4,334,149,317

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期中間計算期間 自 2023年11月21日 至 2024年 5月20日	第24期中間計算期間 自 2024年11月20日 至 2025年 5月19日
営業収益		
受取利息	182	2,845
有価証券売買等損益	256,939,432	21,849,341
営業収益合計	256,939,614	21,846,496
営業費用		
支払利息	111	-
受託者報酬	1,903,506	1,905,180
委託者報酬	19,511,375	19,528,449
その他費用	106,993	107,071
営業費用合計	21,521,985	21,540,700
営業利益又は営業損失（ ）	235,417,629	43,387,196
経常利益又は経常損失（ ）	235,417,629	43,387,196
中間純利益又は中間純損失（ ）	235,417,629	43,387,196
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	7,156,963	1,156,664
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,221,998,464	2,384,191,016
剰余金増加額又は欠損金減少額	99,670,711	89,402,453
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	99,670,711	89,402,453
剰余金減少額又は欠損金増加額	138,900,390	105,404,076
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	138,900,390	105,404,076
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,411,029,451	2,325,958,861

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第24期中間計算期間 自 2024年11月20日 至 2025年5月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第23期 (2024年11月19日現在)	第24期中間計算期間 (2025年5月19日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	1,998,334,749口	1,985,297,641口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.1931円 (1万口当たりの純資産額21,931円)	1口当たり純資産額 2.1716円 (1万口当たりの純資産額21,716円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第23期中間計算期間 自 2023年11月21日 至 2024年5月20日	第24期中間計算期間 自 2024年11月20日 至 2025年5月19日
委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 1,416,821円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 1,311,496円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第24期中間計算期間 (2025年5月19日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第23期 (2024年11月19日現在)	第24期中間計算期間 (2025年5月19日現在)
期首元本額	2,059,396,382円	1,998,334,749円
期中追加設定元本額	168,467,579円	75,302,055円
期中一部解約元本額	229,529,212円	88,339,163円

【大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 （2024年11月19日現在）	第24期中間計算期間 （2025年 5月19日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	6,445	23,261
コール・ローン	1,656,775	4,277,456
親投資信託受益証券	10,685,186,541	10,627,970,604
未収入金	69,737,644	64,234,688
流動資産合計	10,756,587,405	10,696,506,009
資産合計	10,756,587,405	10,696,506,009
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,270,927	11,498,908
未払受託者報酬	4,689,443	4,659,389
未払委託者報酬	59,790,916	59,407,727
その他未払費用	522,512	261,995
流動負債合計	70,273,798	75,828,019
負債合計	70,273,798	75,828,019
純資産の部		
元本等		
元本	3,332,442,957	3,323,371,708
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	7,353,870,650	7,297,306,282
（分配準備積立金）	4,472,258,390	4,311,686,210
元本等合計	10,686,313,607	10,620,677,990
純資産合計	10,686,313,607	10,620,677,990
負債純資産合計	10,756,587,405	10,696,506,009

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期中間計算期間 自 2023年11月21日 至 2024年 5月20日	第24期中間計算期間 自 2024年11月20日 至 2025年 5月19日
営業収益		
受取利息	450	6,433
有価証券売買等損益	1,127,387,831	23,694,173
営業収益合計	1,127,388,281	23,700,606
営業費用		
支払利息	352	-
受託者報酬	4,602,892	4,659,389
委託者報酬	58,687,490	59,407,727
その他費用	258,829	261,995
営業費用合計	63,549,563	64,329,111
営業利益又は営業損失（ ）	1,063,838,718	40,628,505
経常利益又は経常損失（ ）	1,063,838,718	40,628,505
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,063,838,718	40,628,505
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	34,543,240	2,593,606
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,650,694,931	7,353,870,650
剰余金増加額又は欠損金減少額	218,318,163	250,737,266
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	218,318,163	250,737,266
剰余金減少額又は欠損金増加額	411,393,984	269,266,735
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	411,393,984	269,266,735
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	7,486,914,588	7,297,306,282

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第24期中間計算期間 自 2024年11月20日 至 2025年5月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	第23期 (2024年11月19日現在)	第24期中間計算期間 (2025年5月19日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	3,332,442,957口	3,323,371,708口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.2068円 (1万口当たりの純資産額32,068円)	1口当たり純資産額 3.1958円 (1万口当たりの純資産額31,958円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第23期中間計算期間 自 2023年11月21日 至 2024年5月20日	第24期中間計算期間 自 2024年11月20日 至 2025年5月19日
委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 6,013,562円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 5,959,680円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第24期中間計算期間 (2025年5月19日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第23期 (2024年11月19日現在)	第24期中間計算期間 (2025年5月19日現在)
期首元本額	3,487,028,009円	3,332,442,957円
期中追加設定元本額	213,446,383円	112,918,361円
期中一部解約元本額	368,031,435円	121,989,610円

【大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 (2024年11月19日現在)	第24期中間計算期間 (2025年 5月19日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	17,338	38,111
コール・ローン	4,457,051	7,008,314
親投資信託受益証券	12,064,810,365	11,939,958,948
未収入金	86,657,279	87,573,688
流動資産合計	12,155,942,033	12,034,579,061
資産合計	12,155,942,033	12,034,579,061
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,087,342	19,809,193
未払受託者報酬	5,269,435	5,243,338
未払委託者報酬	80,359,815	79,961,723
その他未払費用	578,672	294,852
流動負債合計	89,295,264	105,309,106
負債合計	89,295,264	105,309,106
純資産の部		
元本等		
元本	2,602,217,408	2,552,433,620
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	9,464,429,361	9,376,836,335
（分配準備積立金）	5,399,531,799	5,084,156,872
元本等合計	12,066,646,769	11,929,269,955
純資産合計	12,066,646,769	11,929,269,955
負債純資産合計	12,155,942,033	12,034,579,061

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期中間計算期間 自 2023年11月21日 至 2024年 5月20日	第24期中間計算期間 自 2024年11月20日 至 2025年 5月19日
営業収益		
受取利息	840	10,274
有価証券売買等損益	1,733,771,487	176,267,354
営業収益合計	1,733,772,327	176,277,628
営業費用		
支払利息	424	-
受託者報酬	5,021,131	5,243,338
委託者報酬	76,572,791	79,961,723
その他費用	282,366	294,852
営業費用合計	81,876,712	85,499,913
営業利益又は営業損失（ ）	1,651,895,615	90,777,715
経常利益又は経常損失（ ）	1,651,895,615	90,777,715
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,651,895,615	90,777,715
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	57,051,244	2,198,258
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	8,068,150,994	9,464,429,361
剰余金増加額又は欠損金減少額	499,836,335	385,338,001
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	499,836,335	385,338,001
剰余金減少額又は欠損金増加額	544,583,662	565,907,000
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	544,583,662	565,907,000
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	9,618,248,038	9,376,836,335

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針の注記）

項 目	第24期中間計算期間 自 2024年11月20日 至 2025年5月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第23期 (2024年11月19日現在)	第24期中間計算期間 (2025年5月19日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	2,602,217,408口	2,552,433,620口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 4.6371円 (1万口当たりの純資産額46,371円)	1口当たり純資産額 4.6737円 (1万口当たりの純資産額46,737円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第23期中間計算期間 自 2023年11月21日 至 2024年5月20日	第24期中間計算期間 自 2024年11月20日 至 2025年5月19日
委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 8,088,039円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 8,183,802円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第24期中間計算期間 (2025年5月19日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。

	(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第23期 (2024年11月19日現在)	第24期中間計算期間 (2025年5月19日現在)
期首元本額	2,644,801,149円	2,602,217,408円
期中追加設定元本額	262,304,104円	105,774,399円
期中一部解約元本額	304,887,845円	155,558,187円

（参考）

「大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０」、「大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０」および「大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０」は、「年金日本株式マザーファンド」、「年金日本債券マザーファンド」、「インターナショナル株式マザーファンド」および「インターナショナル債券マザーファンド」受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

年金日本株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

(2025年5月19日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	8,081,953
コール・ローン	1,486,196,185
株式	155,610,841,270
未収配当金	2,088,972,440
流動資産合計	159,194,091,848
資産合計	159,194,091,848
負債の部	
流動負債	
未払解約金	441,360,945
流動負債合計	441,360,945
負債合計	441,360,945

純資産の部	
元本等	
元本	27,139,498,480
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	131,613,232,423
元本等合計	158,752,730,903
純資産合計	158,752,730,903
負債純資産合計	159,194,091,848

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024年11月20日 至 2025年5月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年5月19日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	27,139,498,480口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 5.8495円 (1万口当たりの純資産額58,495円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年5月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

（2025年5月19日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	26,422,944,249円
同期中における追加設定元本額	1,903,614,890円
同期中における一部解約元本額	1,187,060,659円
2025年5月19日現在の元本の内訳	
大和住銀ＤＣ日本株式ファンド	7,425,165,341円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０	192,114,605円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０	658,290,756円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０	1,055,092,323円
大和住銀ＤＣ国内株式ファンド	13,183,983,340円
大和住銀年金専用日本株式Ｆ－１（適格機関投資家限定）	4,013,603,634円
大和住銀日本株式ファンドＶＡ（適格機関投資家限定）	534,500,940円
大和住銀年金設計ファンド３０ＶＡ（適格機関投資家専用）	553,951円
大和住銀年金設計ファンド５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,554,996円
大和住銀年金設計ファンド７０ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,080,207円
大和住銀バランスファンド６０（適格機関投資家限定）	67,183,346円
大和住銀世界資産バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	375,041円
合 計	27,139,498,480円

年金日本債券マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2025年5月19日現在）	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	64,407,313
コール・ローン	11,843,907,693
国債証券	59,991,314,570
地方債証券	551,718,200
特殊債券	863,485,270
社債券	35,783,775,506
派生商品評価勘定	6,079,220
未収入金	971,452,405

未収利息	251,139,008
前払金	44,120,000
前払費用	43,132,211
差入委託証拠金	148,108,371
流動資産合計	110,562,639,767
資産合計	110,562,639,767
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	70,751,640
未払金	949,757,500
未払解約金	64,267,361
流動負債合計	1,084,776,501
負債合計	1,084,776,501
純資産の部	
元本等	
元本	93,602,731,844
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	15,875,131,422
元本等合計	109,477,863,266
純資産合計	109,477,863,266
負債純資産合計	110,562,639,767

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024年11月20日 至 2025年5月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年5月19日現在)
-----	------------------

１． 当計算期間の末日における 受益権の総数	93,602,731,844口
２． １単位当たり純資産の額	１口当たり純資産額 １.1696円 (１万口当たりの純資産額11,696円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年5月19日現在)
１． 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２． 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
３． 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

(2025年5月19日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち １年超		
市場取引	債券先物取引 買建				
	長国 先 0706月	10,229,922,420	-	10,165,250,000	64,672,420
	小計	10,229,922,420	-	10,165,250,000	64,672,420
合 計		10,229,922,420	-	10,165,250,000	64,672,420

（注）１．時価の算定方法

債券先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1) 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

(2025年5月19日現在)
開示対象ファンドの

期首における当該親投資信託の元本額	88,555,539,171円
同期中における追加設定元本額	7,497,266,659円
同期中における一部解約元本額	2,450,073,986円
2025年5月19日現在の元本の内訳	
大和住銀ＤＣ日本債券ファンド	374,319,407円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０	2,187,191,001円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０	3,547,553,496円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０	1,961,180,940円
大和住銀年金専用日本債券Ｆ－１（適格機関投資家限定）	13,799,100,200円
大和住銀日本債券ファンドＶＡ（適格機関投資家限定）	639,232,728円
大和住銀年金設計ファンド３０ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,735,700円
大和住銀年金設計ファンド５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	29,558,194円
大和住銀年金設計ファンド７０ＶＡ（適格機関投資家専用）	4,926,163円
大和住銀バランスファンド６０（適格機関投資家限定）	230,730,214円
大和住銀世界資産バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	760,241円
ＳＭＤＡＭ日本債券ファンド（適格機関投資家専用）	70,822,443,560円
合 計	93,602,731,844円

インターナショナル株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2025年5月19日現在）

資産の部

流動資産

預金	4,807,449,111
金銭信託	8,387,842
コール・ローン	1,542,446,395
株式	299,481,301,679
投資証券	1,710,186,194
派生商品評価勘定	11,173,017
未収入金	975,678,182
未収配当金	543,817,721

流動資産合計	309,080,440,141
--------	-----------------

資産合計

309,080,440,141

負債の部

流動負債

未払金	811,626,033
未払解約金	1,435,538,820
流動負債合計	2,247,164,853

負債合計

2,247,164,853

純資産の部

元本等

元本	24,304,585,872
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	282,528,689,416

元本等合計	306,833,275,288
-------	-----------------

純資産合計	306,833,275,288
負債純資産合計	309,080,440,141

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024年11月20日 至 2025年5月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年5月19日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	24,304,585,872口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 12.6245円 (1万口当たりの純資産額126,245円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2025年5月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式、投資証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

	(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年5月19日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	ユーロ	39,463,302	-	39,554,562	91,260
	小計	39,463,302	-	39,554,562	91,260
	売建				
	アメリカ・ドル	1,523,003,302	-	1,511,921,545	11,081,757
	小計	1,523,003,302	-	1,511,921,545	11,081,757
	合 計	1,562,466,604	-	1,551,476,107	11,173,017

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

- 3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(その他の注記)

(2025年5月19日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	23,752,823,550円
同期中における追加設定元本額	1,607,733,663円

同期中における一部解約元本額	1,055,971,341円
2025年5月19日現在の元本の内訳	
大和住銀ＤＣ外国株式ファンド	8,154,132,586円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０	16,223,160円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０	123,621,062円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０	184,247,803円
大和住銀ＤＣ海外株式アクティブファンド	13,467,468,849円
インターナショナル株式アクティブファンド（ラップ専用）	42,302,851円
大和住銀グローバルバランスファンドＶＡ	912,612円
大和住銀／Ｔ．ロウ・プライス外国株式ファンドＶＡ	392,534,249円
大和住銀グローバルバランスファンドＳＶＡ	24,666,154円
大和住銀外国株式ファンドＭＳＶＡ（適格機関投資家限定）	38,048,913円
大和住銀年金設計ファンド３０ＶＡ（適格機関投資家専用）	52,237円
大和住銀年金設計ファンド５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,063,736円
大和住銀年金設計ファンド７０ＶＡ（適格機関投資家専用）	583,065円
大和住銀バランスファンド６０（適格機関投資家限定）	16,618,395円
大和住銀世界資産バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	253,403円
インターナショナル株式ファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家専用）	1,841,856,797円
合 計	24,304,585,872円

インターナショナル債券マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

（2025年5月19日現在）

資産の部

流動資産

預金	173,807,895
金銭信託	953,404
コール・ローン	175,322,119
国債証券	6,108,380,108
地方債証券	25,908,039
特殊債券	277,621,115
社債券	633,232,418
派生商品評価勘定	34,401,098
未収入金	5,531,425
未収利息	44,303,324
前払費用	9,475,216
差入委託証拠金	52,369,332

流動資産合計	7,541,305,493
--------	---------------

資産合計

7,541,305,493

負債の部

流動負債

派生商品評価勘定	47,132,078
未払金	7,662,795
未払解約金	54,046,298
流動負債合計	108,841,171

負債合計	108,841,171
純資産の部	
元本等	
元本	2,189,098,442
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	5,243,365,880
元本等合計	7,432,464,322
純資産合計	7,432,464,322
負債純資産合計	7,541,305,493

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024年11月20日 至 2025年5月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	(2025年5月19日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	2,189,098,442口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3.3952円 (1万口当たりの純資産額33,952円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	（ 2025年5月19日現在 ）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

（ 2025年5月19日現在 ）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（ 単位：円 ）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引	債券先物取引 買建				
	US 10YR NOTE (CBT) JUN25	145,608,323	-	143,918,632	1,689,691
	US 2YR NOTE(CBT) JUN25	299,470,941	-	299,527,569	56,628
	US LONG BOND(CBT) JUN25	186,761,992	-	180,758,298	6,003,694
	CAN 10YR BOND FUT JUN25	25,445,327	-	25,503,483	58,156
	AUST 10Y BOND FUT JUN25	41,599,694	-	41,790,863	191,169
	EURO BUXL 30Y BND JUN25	20,417,540	-	19,567,350	850,190
	EURO-SCHATZ FUT JUN25	173,485,813	-	174,029,350	543,537
	小計	892,789,630	-	885,095,545	7,694,085
	売建				
	US 5YR NOTE(CBT) JUN25	78,352,528	-	78,058,118	294,410
	US ULTRA BOND CBT JUN25	88,685,163	-	84,699,313	3,985,850

	AUST 3Y BOND	59,266,729	-	59,527,771	261,042
	FUTURE JUN25				
	EURO-BOBL FUTURE	231,186,780	-	231,147,840	38,940
	JUN25				
	小計	457,491,200	-	453,433,042	4,058,158
	合 計	1,350,280,830	-	1,338,528,587	3,635,927

（注）１．時価の算定方法

債券先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2)債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引以 外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	1,730,572,491	-	1,721,215,013	9,357,478
	カナダ・ドル	109,720,021	-	108,360,362	1,359,659
	シンガポール・ドル	5,774,907	-	5,665,249	109,658
	ニュージーランド・ドル	12,772,628	-	12,979,475	206,847
	イギリス・ポンド	245,037,872	-	239,838,592	5,199,280
	デンマーク・クローネ	20,237,198	-	19,818,259	418,939
	ノルウェー・クローネ	12,482,487	-	12,243,191	239,296
	スウェーデン・クローナ	2,795,186	-	2,800,117	4,931
	オフショア・人民元	337,150,525	-	330,810,242	6,340,283
	マレーシア・リンギット	35,855,734	-	36,469,303	613,569
	ポーランド・ズロチ	48,372,033	-	46,891,984	1,480,049
	ユーロ	192,420,414	-	188,935,637	3,484,777
	小計	2,753,191,496	-	2,726,027,424	27,164,072
	売建				
	アメリカ・ドル	1,211,580,005	-	1,190,273,907	21,306,098
	カナダ・ドル	75,378,250	-	75,029,815	348,435
	オーストラリア・ドル	99,751,028	-	98,574,859	1,176,169
	イギリス・ポンド	253,245,997	-	256,227,908	2,981,911
	イスラエル・シェケル	15,986,363	-	16,528,085	541,722
	メキシコ・ペソ	12,835,210	-	13,060,570	225,360

	チェコ・コロナ	60,931,153	-	60,039,908	891,245
	ユーロ	854,283,189	-	856,187,124	1,903,935
	小計	2,583,991,195	-	2,565,922,176	18,069,019
	合 計	5,337,182,691	-	5,291,949,600	9,095,053

（注）１．時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

- 3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（その他の注記）

（2025年5月19日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,166,051,861円
同期中における追加設定元本額	127,172,561円
同期中における一部解約元本額	104,125,980円
2025年5月19日現在の元本の内訳	
大和住銀ＤＣ外国債券ファンド	1,367,744,529円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０	125,232,278円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０	314,392,720円
大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０	338,231,265円
大和住銀／Ｔ．ロウ・プライス外国債券ファンドＶＡ	11,653,053円
大和住銀年金設計ファンド３０ＶＡ（適格機関投資家専用）	352,139円
大和住銀年金設計ファンド５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,554,852円
大和住銀年金設計ファンド７０ＶＡ（適格機関投資家専用）	917,655円
大和住銀バランスファンド６０（適格機関投資家限定）	27,227,492円
大和住銀世界資産バランスＶＡ（適格機関投資家限定）	792,459円
合 計	2,189,098,442円

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド３０

2025年5月30日現在

資産総額	4,357,220,428円
負債総額	3,355,758円
純資産総額（ - ）	4,353,864,670円
発行済口数	1,991,383,391口
１口当たり純資産額（ / ） （１万口当たり純資産額）	2.1864円 (21,864円)

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド５０

2025年5月30日現在

資産総額	10,750,538,595円
負債総額	9,949,261円
純資産総額（ - ）	10,740,589,334円
発行済口数	3,332,118,912口
１口当たり純資産額（ / ） （１万口当たり純資産額）	3.2234円 (32,234円)

大和住銀ＤＣ年金設計ファンド７０

2025年5月30日現在

資産総額	12,144,632,809円
負債総額	12,906,144円
純資産総額（ - ）	12,131,726,665円
発行済口数	2,563,451,511口
１口当たり純資産額（ / ） （１万口当たり純資産額）	4.7326円 (47,326円)

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

二 受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

- a．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b．上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c．上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2025年5月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近５年間ににおける資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

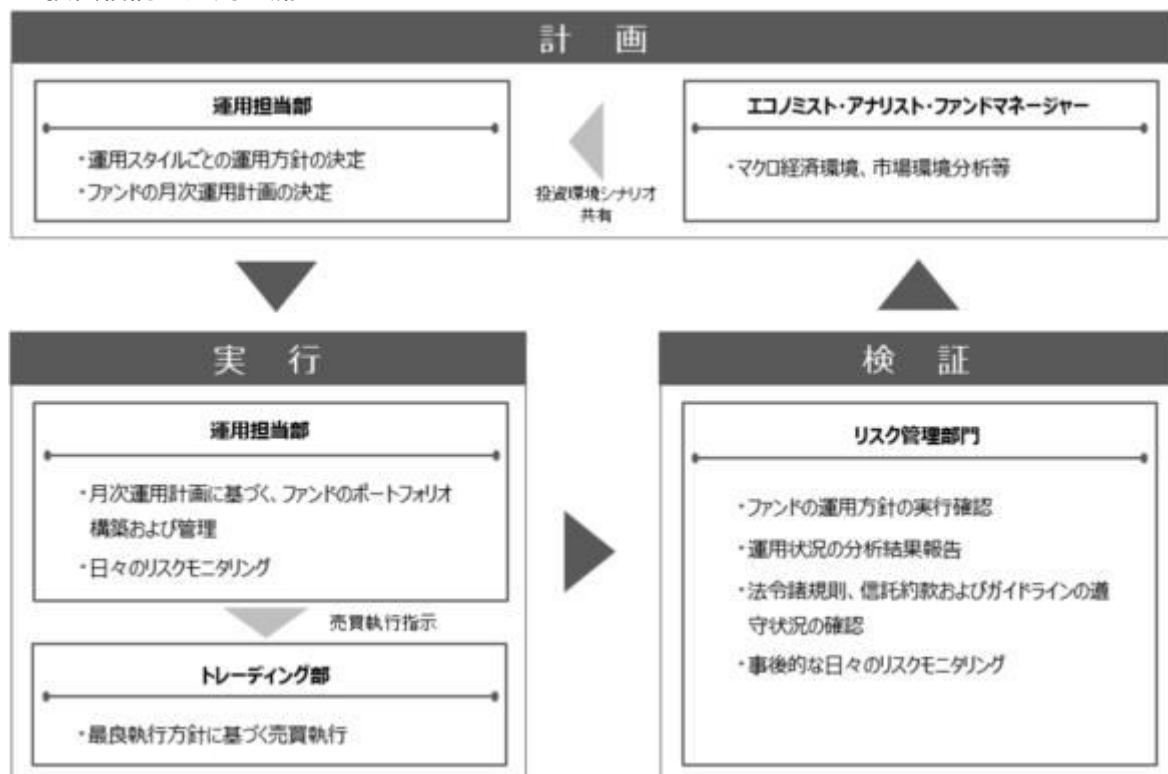
取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託

の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025年5月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	656	13,230,415
単位型株式投資信託	75	615,415
追加型公社債投資信託	1	21,698
単位型公社債投資信託	127	186,410
合 計	859	14,053,939

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,540,261	52,028,017
金銭の信託	23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託	300,051	500,353
前払費用	583,635	644,114
未収入金	193,837	250,860
未収委託者報酬	14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬	3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬	406,420	292,775
未収収益	84,166	79,998
未収還付法人税等	-	125,792
その他の流動資産	43,391	134,288
流動資産合計	109,410,202	106,105,936
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	1,265,924	1,157,214
器具備品	516,485	471,243
土地	710	710
リース資産	1,782	-

有形固定資産合計	1,784,901	1,629,168
無形固定資産		
ソフトウェア	2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定のれん	101,101	511,487
顧客関連資産	2,740,868	2,436,327
電話加入権	9,332,065	7,218,790
商標権	12,706	12,706
	30	24
無形固定資産合計	14,793,389	12,254,141
投資その他の資産		
投資有価証券	9,976,957	9,257,612
関係会社株式	1,927,221	1,740,365
長期差入保証金	1,361,654	1,360,241
長期前払費用	44,009	75,691
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	716,093	942,908
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	14,095,666	13,446,548
固定資産合計	30,673,957	27,329,857
資産合計	140,084,160	133,435,793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	50,045	88,646
評価・換算差額等合計	50,045	88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

（２）【損益計算書】

(単位：千円)			
	前事業年度	当事業年度	
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日	
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)	
営業収益			
委託者報酬	69,953,226	78,891,124	
運用受託報酬	11,147,187	13,102,509	
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859	
その他営業収益			
サービス支援手数料	319,553	400,872	
その他	8,758	10,391	
営業収益計	82,731,642	93,765,757	
営業費用			
支払手数料	32,014,851	35,223,731	
広告宣伝費	320,694	335,877	
調査費			
調査費	4,637,211	5,327,087	
委託調査費	12,412,033	14,077,571	
営業雑経費			
通信費	56,291	51,489	
印刷費	457,187	421,006	
協会費	38,305	44,372	
諸会費	30,484	42,328	
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187	
販売促進費	31,339	44,315	
その他	253,344	410,566	
営業費用合計	55,520,019	61,291,534	
一般管理費			
給料			
役員報酬	232,329	223,068	
給料・手当	8,043,456	8,380,787	
賞与	1,073,375	1,098,999	
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790	
交際費	57,134	54,024	
寄付金	26,400	24,878	
事務委託費	2,022,734	2,225,175	
旅費交通費	166,596	242,135	
租税公課	600,468	413,678	
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686	
退職給付費用	712,228	803,656	
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674	
のれん償却費	304,540	304,540	
諸経費	215,455	356,081	
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177	

営業利益	6,371,877	10,392,045
------	-----------	------------

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	11,021,392	388,907
受取利息	2,840	46,258
金銭の信託運用益	199,056	-
時効成立分配金・償還金	461	506
原稿・講演料	2,143	2,440
投資有価証券償還益	5,384	115
投資有価証券売却益	12,261	826
投資事業組合運用益	-	36,683
為替差益	-	75,948
不動産賃貸料	108,505	117,054
雑収入	20,632	41,618
営業外収益合計	11,372,678	710,359
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	88,979
投資有価証券償還損	10,829	137,207
投資有価証券売却損	48,575	93
投資事業組合運用損	-	56,719
為替差損	4,701	-
雑損失	-	4,818
営業外費用合計	64,106	287,820
経常利益	17,680,450	10,814,585
特別利益		
子会社株式売却益	1	14,096,622
特別利益合計		14,096,622
特別損失		
固定資産除却損	2	12,385
固定資産売却損		-
投資有価証券評価損		-
特別損失合計		12,385
税引前当期純利益	31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税	7,802,794	3,062,795
法人税等調整額	1,314,394	162,825
法人税等合計	6,488,400	2,899,969
当期純利益	25,276,287	8,506,969

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本
--	------

	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	142,558	142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	1,591,892	1,591,892			1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	50,045	50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	10,838,419	10,838,419			10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969

株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			38,600	38,600	38,600
当期変動額合計	2,331,449	2,331,449	38,600	38,600	2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	88,646	88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

１．重要な資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～30年

器具備品 4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 14年

顧客関連資産 6～19年

ソフトウェア（自社利用分） 5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた129,137千円は、「不動産賃貸料」108,505千円、「雑収入」20,632千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

1．リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2．金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」（改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会）

(1)概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2)適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)

建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	- 千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	- 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,129,463
1年超	-	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達はありません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

２．金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注１）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23,435,831	23,435,831	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	9,292,678	9,292,678	-
資産計	32,728,510	32,728,510	-

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	31,752,052	31,752,052	-
(2)投資有価証券 その他有価証券	7,659,105	7,659,105	-
資産計	39,411,157	39,411,157	-

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
その他有価証券		
(1)非上場株式	40,370	40,367
(2)組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	23,435,831	-	23,435,831
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	9,292,678	-	9,292,678
資産計	-	32,728,510	-	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	-	31,752,052	-	31,752,052
(2)投資有価証券 その他有価証券	-	7,659,105	-	7,659,105
資産計	-	39,411,157	-	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

（１）金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、

時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,740,365千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	222,822
小計	5,802,739	6,025,562	222,822
合計	9,292,678	9,322,929	30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	132,659
小計	6,950,495	7,083,155	132,659
合計	7,659,105	7,769,371	110,265

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 1,598,506千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について3,191千円減損処理を行っております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について3,191千円（其他有価証券3,191千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	34,405	153,045
退職給付の支払額	466,321	698,074
過去勤務費用の発生額	20,064	-
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	34,405	153,045
過去勤務費用の費用処理額	20,064	-
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度264,552千円、当事業年度279,945千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	198,503	62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	-	3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	10.6	0.9
評価性引当額の増減	-	0.9
外国税額控除	-	0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

３．法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至2025年3月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三井住友 フィナンシャル グループ	東京都 千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却 (売却価格)	24,000,000	-	-
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注)子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

１．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	- %	投信の販売委託	委託販売 手数料	8,327,979	未払 手数料	2,117,600
親会社 の子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売 手数料	7,176,048	未払 手数料	1,490,173
親会社 の子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ 合衆国 デラウェア州ウィ ルミントン市	米ドル 3,010.50	銀行業 (銀行持 株会社)	-	-	子会社株式の売却 (売却価格)	773,585	-	-
							子会社株式売却益	672,682		

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	3,289.22円	3,219.24円
1株当たり当期純利益	746.27円	251.16円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - (イ) 定款の変更
該当ありません。
 - (ロ) その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

- イ 受託会社
 - (イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社

- （ロ）資本金の額 342,037百万円（2024年3月末現在）
- （ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 51,000百万円（2024年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2024年3月末現在	事業の内容
株式会社三井住友銀行	1,770,996	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社みずほ銀行	1,404,065	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

名称	資本金の額 2024年12月末現在	事業の内容
ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク	24.5百万米ドル	投資運用業を営んでいます。
ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	174.1百万米ドル	投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

ハ 投資顧問会社（運用の委託先）

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、当ファンドの主要投資対象のうちインターナショナル株式マザーファンドおよびインターナショナル債券マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

（持株比率５％以上を記載しています。）

該当事項はありません。

第3【その他】

1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

（１）「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。

- (2) 委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
 - (3) 委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス（これらのアドレスをコード化した図形等も含む）を記載することがあります。
 - (4) 請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
 - (5) 目論見書の使用開始日を記載することがあります。
 - (6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
 - (7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきであることを記載することがあります。
 - (8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
 - (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
 - (10) ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
 - (11) 写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- 2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
 - 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
 - 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
 - 5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
 - 6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月29日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC年金設計ファンド30の2023年11月21日から2024年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀DC年金設計ファンド30の2024年11月19日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月29日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC年金設計ファンド50の2023年11月21日から2024年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀DC年金設計ファンド50の2024年11月19日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月29日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC年金設計ファンド70の2023年11月21日から2024年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀DC年金設計ファンド70の2024年11月19日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年7月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC年金設計ファンド30の2024年11月20日から2025年5月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀DC年金設計ファンド30の2025年5月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年11月20日から2025年5月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年7月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC年金設計ファンド50の2024年11月20日から2025年5月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀DC年金設計ファンド50の2025年5月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年11月20日から2025年5月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年7月30日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀DC年金設計ファンド70の2024年11月20日から2025年5月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和住銀DC年金設計ファンド70の2025年5月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年11月20日から2025年5月19日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。